

この冊子のご利用に当たって必ずご覧ください。

- 本冊子に記載のデータは、信頼できる情報に基づき構成されていますが、内容の正確性・完全性については保証するものではありません。
- 本冊子に記載の税制は2025年2月時点の税制に基づくもので、今後変更される場合がありますのでご注意ください。
また具体的な税務の取扱いは税務署にご確認ください。
- 承諾なしの利用・複製・修正・配信等は一切禁止します。

生命保険 税金 ハンドブック



監修 税理士 山本英生

監修：税理士 山本英生

[資料作成]

2025年4月版



第一フロンティア生命保険株式会社

〒105-0003 東京都港区西新橋1-1-1
日比谷フォートタワー
電話 0120-876-126

F1446-08 コンサルティング推進部S24-0251(2025.1.20)



第一フロンティア生命
第一生命グループ

生命保険 税金ハンドブック

CONTENTS

1. 生命保険料控除

- Q1-1. 所得税における生命保険料控除とは？（概要）…………… 1
- Q1-2. 個人年金保険料控除を受けることによる制限とは？…………… 3
- Q1-3. 所得税における生命保険料控除の具体的な控除額は？…………… 3
- Q1-4. 住民税における生命保険料控除とは？…………… 4
- Q1-5. 所得税・住民税の生命保険料控除を利用した場合の、税負担の軽減効果は？…………… 5

2. 死亡保険金

- Q2-1. 死亡保険金に適用される税の種類は？…………… 6
- Q2-2. 生命保険金の非課税枠（相続税法第12条）とは？…………… 6

3. 満期保険金

- Q3-1. 満期保険金に適用される税の種類は？…………… 8
- Q3-2. 満期保険金が一時所得として課税される場合の、具体的な計算は？…………… 8
- Q3-3. 満期保険金が贈与税として課税される場合の、具体的な計算は？…………… 9
- Q3-4. 満期保険金が源泉分離課税として課税されるケースとは？…………… 9

4. 解約返還金（個人年金保険を除く）

- Q4-1. 解約返還金に適用される税の種類は？（個人年金保険を除く）…………… 10

5. 認知症・介護保険金、入院給付金など

- Q5-1. 認知症・介護保険金や入院給付金に税金はかかる？…………… 11
- Q5-2. 認知症・介護保険金などの「生前給付金」の支払を受けた後、その受取人である被保険者が死亡した場合の課税は？…………… 11

6. 生命保険契約に関する権利

- Q6-1. 「生命保険契約に関する権利」とは？…………… 12
- Q6-2. 相続により取得した生命保険契約の、解約時・満期時の税金を計算する際に用いる「必要経費」は？…………… 12

7. 個人年金保険

- Q7-1. 年金保険料を支払ったときの税務上の特典とは？…………… 13
- Q7-2. 保険料の払込方法が一時払の個人年金保険を、年金受取開始前に解約したときの課税は？…………… 13
- Q7-3. 保険料の払込方法が一時払の個人年金保険を、年金受取開始前に減額したときの課税は？…………… 14
- Q7-4. 年金受取開始前に、被保険者が死亡したときの課税は？…………… 14
- Q7-5. 年金受取開始前に、被保険者ではない契約者が死亡したときの課税は？…………… 15
- Q7-6. 年金を受け取ったときの課税は？…………… 15
- Q7-7. 年金の種類ごとの具体的な雑所得の計算は？…………… 16
- Q7-8. 年金受取人と契約者が別人の場合、年金支払開始時に課税される「年金受給権」とは？…………… 18
- Q7-9. 年金支払開始時に、「年金受給権」が相続税・贈与税の課税対象となった年金を受け取る際の課税は？（Q7-8のケース）…………… 18
- Q7-10. 年金受取時の源泉徴収とは？…………… 20

- Q7-11. 年金に代えて、年金原資額を一括で受け取った場合の課税は？…………… 20
- Q7-12. 年金受取開始後に、被保険者が死亡したときの課税は？…………… 21
- Q7-13. 年金受取開始後に、年金受取人が死亡したときの課税は？…………… 21

8. 定期的な支払金のある保険

- Q8-1. 定期的な支払金を受け取ったときの課税は？…………… 22
- Q8-2. 定期的な支払金がある保険を解約した場合の課税は？…………… 23

9. 契約の変更に関する税務

- Q9-1. 契約者が生存中に、契約者を変更したときの課税は？…………… 24
- Q9-2. 契約者が生存中に、受取人を変更したときの課税は？…………… 25
- Q9-3. 被保険者でない契約者が、途中で死亡したときの課税は？（個人年金保険を除く）…………… 25

10. 外貨建保険の取扱い

- Q10-1. 外貨建保険への課税にあたって、円貨への換算に用いる為替レートとは？…………… 26
- Q10-2. 外貨建保険の具体的な税金の計算は？…………… 27
- Q10-3. 一時払保険料を外貨で入金する場合の税務上の注意点は？…………… 28

11. 支払調書

- Q11-1. 保険会社が「支払調書」を税務署に提出する基準は？…………… 29

12. 参考 所得税について

- Q12-1. 所得税のしくみは？（概要）…………… 30
- Q12-2. 生命保険に係る課税で多く出てくる「一時所得」と「雑所得」とは？…………… 31
- Q12-3. 「退職所得」とは？…………… 32
- Q12-4. 確定申告が不要なケースとは？…………… 33
- Q12-5. 所得税・住民税の税率（税額速算表）は？…………… 33

13. 参考 相続税について

- Q13-1. 相続税の課税対象となる財産・評価方法は？…………… 34
- Q13-2. 相続税の税率（税額速算表）は？…………… 34
- Q13-3. 相続税の具体的な計算は？…………… 35
- Q13-4. 法定相続人・法定相続分および遺留分とは？…………… 38
- Q13-5. 相続税額の早見表は？…………… 39

14. 参考 贈与税について

- Q14-1. 「暦年課税」とは？…………… 41
- Q14-2. 「相続時精算課税制度」とは？…………… 43
- Q14-3. 生前贈与により、相続税額を軽減する効果の具体例は？…………… 44
- Q14-4. 毎年「生命保険料の贈与」を行う場合の注意点は？…………… 45
- Q14-5. 贈与税額の早見表は？…………… 46

1. 生命保険料控除

Q1-1. 所得税における生命保険料控除とは？（概要）

- その年の1月1日から12月31日までに支払った保険料が控除の対象となります。
（一時払で支払った保険料は、払い込んだ年のみ対象）
- 2012（平成24）年1月1日以後の契約については、平成22年度税制改正で生命保険料控除制度の改組が行われました。
- 生命保険料控除には、つぎの（1）（2）（3）の3種類があります。

（1）「一般生命保険料控除」の対象となる契約

つぎの①～③にあてはまる契約が対象となります。

①保険金受取人の条件

生命保険金の受取人には、満期保険金の受取人と死亡保険金の受取人がありますが、この両方が、契約者（保険料負担者）本人またはその配偶者、その他の親族^{*}とする契約です。

^{*}6親等内の血族、および3親等内の姻族を指します。これらの親族であれば、必ずしも生計を一にしていなくても生命保険料控除は受けられます。

②契約の種類

- ▶生命保険会社と契約した生命保険契約
 - ▶旧簡易生命保険契約、またはJAなどの生命共済契約
 - ▶中小企業等協同組合法の特定共済組合および特定共済組合連合会と締結した一定の生命共済に係る契約
- ^{*}保険期間が5年未満の貯蓄保険および財形保険は、対象となりません。
^{*}「身体の傷害のみに基づいて保険金が支払われる保険契約等に係る保険料」については、対象となりません。

③2011（平成23）年12月31日以前の契約

2012（平成24）年1月1日以後の契約における「介護医療保険料控除」の対象として分類されるものについて、2011（平成23）年12月31日以前の契約においては「一般生命保険料控除」の対象として取り扱います。

（2）「介護医療保険料控除」の対象となる契約

- 2012（平成24）年1月1日以後に締結された契約を対象として、生命保険会社または損害保険会社と契約した医療保障または介護保障を内容とする契約や、入院・通院等に伴う給付部分に係る保険料（医療特約、介護特約等）が対象となります。
- 具体的には、身体の傷害または疾病に対する保険契約のうち、つぎの事由に基づいてのみ保険金が支払われるものです。

- ▶身体の傷害または疾病を原因として、医療費控除の対象となる医療費、その他の費用を支払ったこと
（例）医療費用保険、介護費用保険
- ▶身体の傷害または疾病、およびこれらを原因とする人の状態
（例）がん保険、医療保険、介護保険
- ▶身体の傷害または疾病により就業することができなくなったこと
（例）所得補償保険

（3）「個人年金保険料控除」の対象となる契約

つぎの要件を満たした保険契約が対象となります。

- ▶年金受取人が契約者またはその配偶者のいずれかで、被保険者と同一であること
 - ▶保険料払込期間が10年以上あること（一時払契約は対象となりません）
 - ▶年金の支払期間が終身、または年金受取人の年齢が60歳に達した日から10年以上あること
- ^{*}被保険者が「重度の障がい」に該当した場合に年金の支払いが開始され、10年以上（または終身）の期間にわたり年金を支払う契約も対象となります。

上記の他に、つぎのような要件もあります。

- 年金以外の支払いは、解約返還金などの支払いを除いて、被保険者が死亡または重度の障がいに該当する場合に限ること
- 上記に該当して支払う額は、期間または払込保険料の総額に応じて逡増的（しだいに増えていく）であること

^{*}所定の要件を満たさない個人年金保険契約の保険料は、一般生命保険料控除の対象となります。

Q1-2. 個人年金保険料控除を受けることによる制限とは？

約款で規定されている個人年金保険料税制適格特約を付加することが必要です。この特約を付加された契約には、つぎのような制限があります。

- ▶ 積立配当金の引き出し不可（年金原資に充当）
- ▶ 契約変更（減額など）に伴う返還金の払い出し不可（年金原資に充当）
- ▶ 契約後10年間の払済年金^{*}への変更不可
 - ※保険料の払込みを中止し、その時点の解約返還金をもとに年金受取期間はそのままに、保険金額を新たに定めた年金に変更することです。
- ▶ 年金受取人の変更不可 など

以上のようなことから、個人年金保険料控除による税負担軽減のみを目的とした加入は注意が必要です。

Q1-3. 所得税における生命保険料控除の具体的な控除額は？

^{*}令和7年度税制改正大綱（令和6年12月20日 自由民主党・公明党）において、今後の税制改正が示唆されています。

①2012（平成24）年1月1日以後に締結した契約（新制度適用契約）の控除額

一般生命保険料控除、介護医療保険料控除、個人年金保険料控除の各控除額はつぎの通りです。（3種類の控除のうち複数がある場合、合計した適用限度額は12万円です）

年間の払込保険料	控除額
20,000円以下	払込保険料の全額
20,000円超 40,000円以下	払込保険料× $\frac{1}{2}$ +10,000円
40,000円超 80,000円以下	払込保険料× $\frac{1}{4}$ +20,000円
80,000円超	一律 40,000円

②2011（平成23）年12月31日以前に締結した契約（旧制度適用契約）の控除額

一般生命保険料控除、個人年金保険料控除の各控除額はつぎの通りです。（2種類の控除のうち複数がある場合、合計した適用限度額は10万円です）

年間の払込保険料	控除額
25,000円以下	払込保険料の全額
25,000円超 50,000円以下	払込保険料× $\frac{1}{2}$ +12,500円
50,000円超 100,000円以下	払込保険料× $\frac{1}{4}$ +25,000円
100,000円超	一律 50,000円

^{*}2011（平成23）年12月31日以前に締結した契約であっても、2012（平成24）年1月1日以降に契約の更新、特約の中途付加等を行った場合、それらの時点から新制度適用の対象契約として扱われます。

③上記①②の両方の契約がある場合の取扱い

新・旧両制度を併用できますが、合計した適用限度額は12万円です。

Q1-4. 住民税における生命保険料控除とは？

対象となる生命保険の種類、払込保険料の内容などは、所得税と同様です。

①2012（平成24）年1月1日以後に締結した契約（新制度適用契約）の控除額

一般生命保険料控除、介護医療保険料控除、個人年金保険料控除の各控除額はつぎの通りです。（3種類の控除のうち複数がある場合、合計した適用限度額は7万円です）

年間の払込保険料	控除額
12,000円以下	払込保険料の全額
12,000円超 32,000円以下	払込保険料× $\frac{1}{2}$ +6,000円
32,000円超 56,000円以下	払込保険料× $\frac{1}{4}$ +14,000円
56,000円超	一律 28,000円

②2011（平成23）年12月31日以前に締結した契約（旧制度適用契約）の控除額

一般生命保険料控除、個人年金保険料控除の各控除額はつぎの通りです。（2種類の控除のうち複数がある場合、合計した適用限度額は7万円です）

年間の払込保険料	控除額
15,000円以下	払込保険料の全額
15,000円超 40,000円以下	払込保険料× $\frac{1}{2}$ +7,500円
40,000円超 70,000円以下	払込保険料× $\frac{1}{4}$ +17,500円
70,000円超	一律 35,000円

^{*}2011（平成23）年12月31日以前に締結した契約であっても、2012（平成24）年1月1日以降に契約の更新、特約の中途付加等を行った場合、それらの時点から新制度適用の対象契約として扱われます。

③上記①②の両方の契約がある場合の取扱い

新・旧両制度を併用できますが、合計した適用限度額は7万円です。

1. 生命保険料控除

Q1-5. 所得税・住民税の生命保険料控除を利用した場合の、税負担の軽減効果は？

*令和7年度税制改正大綱（令和6年12月20日 自由民主党・公明党）において、今後の税制改正が示唆されています。

所得税と住民税の軽減額は、家族構成や年収によって異なります。

所得税・住民税の「軽減額」概算早見表

家族構成	年間給与 (万円)	4万円控除*を利用			8万円控除*を利用			12万円控除*を利用		
		軽減額合計 (円)	所得税 (円)	住民税 (円)	軽減額合計 (円)	所得税 (円)	住民税 (円)	軽減額合計 (円)	所得税 (円)	住民税 (円)
独身	300	4,800	2,000	2,800	9,600	4,000	5,600	13,000	6,000	7,000
	500	6,800	4,000	2,800	13,600	8,000	5,600	19,000	12,000	7,000
	700	10,800	8,000	2,800	21,600	16,000	5,600	31,000	24,000	7,000
	1,000	10,800	8,000	2,800	21,600	16,000	5,600	31,000	24,000	7,000
夫婦	300	4,800	2,000	2,800	9,600	4,000	5,600	13,000	6,000	7,000
	500	6,300	3,500	2,800	11,100	5,500	5,600	14,500	7,500	7,000
	700	10,800	8,000	2,800	18,100	12,500	5,600	23,500	16,500	7,000
	1,000	10,800	8,000	2,800	21,600	16,000	5,600	31,000	24,000	7,000
夫婦と子ども1人 (16~18歳)	300	4,800	2,000	2,800	9,600	4,000	5,600	13,000	6,000	7,000
	500	4,800	2,000	2,800	9,600	4,000	5,600	13,000	6,000	7,000
	700	6,800	4,000	2,800	13,600	8,000	5,600	19,000	12,000	7,000
	1,000	10,800	8,000	2,800	21,600	16,000	5,600	31,000	24,000	7,000

※控除額は所得税に対するものです。

- 税額は、2024年の収入に適用される税制に基づき計算しています。また、介護世帯については考慮していません。
- 所得控除は、2024年時点の社会保険料控除、生命保険料控除、配偶者控除、扶養控除、基礎控除を適用しています。
- 配偶者および子には収入がないものとして、配偶者控除および扶養控除を適用しています。
- 社会保険料控除額は、年間給与に賞与4か月分（夏・冬各2か月分）を含むものと仮定し、2024年4月時点における厚生年金保険料率9.15%・健康保険料率4.99%（協会けんぽ・東京都）の各本人負担率にて算出しています。（通勤手当等や介護保険料・雇用保険料は考慮していません）
- 復興特別所得税は考慮せず、住民税の軽減額は所得割を標準税率10%として算出しています。
- 15歳以下の子どもは扶養控除の対象とならないため、子どもがすべて15歳以下の場合、「夫婦」を参照してください。なお、年齢はその年の12月31日時点の年齢となります。
- 軽減額については、所得税および住民税における生命保険料控除を考慮しております。

2. 死亡保険金

Q2-1. 死亡保険金に適用される税の種類は？

契約形態によって、つぎの課税関係になります。

契約形態			課税関係	
契約者 (保険料負担者)	被保険者	死亡保険金 受取人	税の種類	補足
A	A	B (相続人)	相続税	●Bは、相続により取得したものとみなされる。 ●生命保険金の非課税枠の適用がある。
A	A	D (相続人でない者)	相続税	●Dは、Aから遺贈により取得したものとみなされる（みなし遺贈）。 ●生命保険金の非課税枠の適用はない。
A	B	C	贈与税	●AからCへの贈与とみなされる。
A	C	A	所得税・住民税 (一時所得)	●一時金で受け取るときは一時所得となる。 ●ただし、年金で受け取るときは雑所得となる。

Q2-2. 生命保険金の非課税枠(相続税法第12条)とは？

- 契約者（＝保険料負担者）と被保険者が同一人で、死亡保険金受取人が相続人である場合、他の死亡保険金などと合算のうえ、適用されます。
- 相続財産における死亡保険金の非課税枠は、つぎの通りです。

$$\text{非課税枠} = 500\text{万円} \times \text{法定相続人の数}$$

- 「法定相続人の数」は、相続放棄をした法定相続人が存在しても、「相続放棄がなかった」場合の数とします。
- 養子は、実子がいる場合は1人、実子がいなかった場合は2人まで含めることができます。
- 相続を放棄、または相続権を失った人が生命保険金を取得しても、非課税枠の適用はありません。

(次ページにつづく)

2. 死亡保険金

●各相続人に適用される非課税金額については、つぎの(1)または(2)の通りです。

(1) すべての相続人の取得した保険金の合計額が、非課税枠の金額以下である場合

$$\text{その相続人の非課税金額} = \text{その相続人の取得した保険金の全額}$$

(2) すべての相続人の取得した保険金の合計額が、非課税枠の金額を超える場合

$$\text{その相続人の非課税金額} = \text{非課税枠の金額} \times \frac{\text{その相続人の取得した保険金の合計額}}{\text{すべての相続人が取得した保険金の合計額}}$$

【計算例1】

〈前提〉

- 法定相続人：A・B・C・Dの4人
- 保険金の受取額：A 2,500万円、B 2,000万円、C 500万円、D なし
(合計5,000万円)

〈解説〉

$$\text{非課税枠} \quad 500\text{万円} \times 4\text{人} = \boxed{2,000\text{万円}}$$

$$\left. \begin{array}{l} A : 2,000\text{万円} \times 2,500\text{万円} / 5,000\text{万円} = \underline{1,000\text{万円}} \\ B : 2,000\text{万円} \times 2,000\text{万円} / 5,000\text{万円} = \underline{800\text{万円}} \\ C : 2,000\text{万円} \times 500\text{万円} / 5,000\text{万円} = \underline{200\text{万円}} \end{array} \right\} \text{各人の非課税金額}$$

受取人が3人(A・B・C)しか指定されていない場合でも、法定相続人数分(4人分)の非課税枠が適用されます。

【計算例2】

〈前提〉

- 法定相続人：A・B・Cの3人
- 保険金の受取額：A 2,000万円、B 1,000万円、C 800万円(Cは相続を放棄)

〈解説〉

$$\text{非課税枠} \quad 500\text{万円} \times 3\text{人} = \boxed{1,500\text{万円}}$$

$$\left. \begin{array}{l} A : 1,500\text{万円} \times 2,000\text{万円} / 3,000\text{万円}^* = \underline{1,000\text{万円}} \\ B : 1,500\text{万円} \times 1,000\text{万円} / 3,000\text{万円}^* = \underline{500\text{万円}} \\ C : \text{相続放棄} \quad \underline{0\text{円}} \end{array} \right\} \text{各人の非課税金額}$$

※ 相続を放棄した人の受取額は含みません(本計算例ではCの800万円)。

Cは相続を放棄しても、保険金受取人に指定されていれば保険金自体は受け取り、みなし遺贈財産として相続税が課税されます。しかし、相続放棄により生命保険金の非課税枠の適用はなく、実質的に自分の非課税額をA、Bに提供したことになります。

3. 満期保険金

Q3-1. 満期保険金に適用される税の種類は？

契約形態によって、つぎの課税関係になります。

契約形態			課税関係	
契約者 (保険料負担者)	被保険者	満期保険金 受取人	税の種類	補足
A	A	A	所得税・住民税 (一時所得)	—
A	B	A	所得税・住民税 (一時所得)	—
A	C	C	贈与税	AからCへの贈与とみなされる。
A	C	B	贈与税	AからBへの贈与とみなされる。

Q3-2. 満期保険金が一時的所得として課税される場合の、具体的な計算は？

一時所得の金額

$$= \text{総収入金額} - \text{その収入を得るために支出した金額}^{*1} - \text{特別控除 (50万円)}^{*2}$$

※1 既払込保険料から既受取配当金を差し引いた金額です。

※2 その年のすべての一時所得を合算したのから差し引きます。

$$\text{課税される金額} = \text{上記により求められた一時所得の金額} \times \frac{1}{2} \rightarrow \text{総所得へ合算}$$

【計算例】

〈前提〉

- 契約者(保険料負担者)：A、満期保険金受取人：A
- 満期時受取金額：300万円 *この満期保険金以外に一時所得はないものとします。
- 既払込保険料：200万円
- 既受取配当金：10万円

〈解説〉

$$\text{一時所得の金額} = 300\text{万円} - (200\text{万円} - 10\text{万円}) - 50\text{万円} = 60\text{万円}$$

$$\text{課税される金額} = 60\text{万円} \times \frac{1}{2} = \underline{30\text{万円}} \rightarrow \text{総所得へ合算}$$

3. 満期保険金

Q3-3. 満期保険金が贈与税として課税される場合の、具体的な計算は？

- 暦年課税による贈与の場合

$$\text{基礎控除後の課税価格} = \text{その年中に贈与を受けた金額} - \text{基礎控除額 (110万円)}$$

$$\text{贈与税額} = \text{上記により求められた基礎控除後の課税価格} \times \text{贈与税率}$$

【計算例】

〈前提〉

- 契約者（保険料負担者）：Aの父、満期保険金受取人：A
- 満期時受取金額：310万円 *この満期保険金以外に贈与はないものとします。

〈解説〉

$$\text{基礎控除後の課税価格} = 310\text{万円} - 110\text{万円 (基礎控除額)} = 200\text{万円}$$

$$\text{贈与税額} = 200\text{万円} \times 10\% \text{ (税率は (Q14-1))} = 20\text{万円}$$

*詳しくは「14. 参考 贈与税について」をご参照ください。

Q3-4. 満期保険金が源泉分離課税として課税されるケースとは？

- 一時所得となる契約形態〈Q3-1〉の満期保険金や解約返還金を受け取り、つぎの3条件のすべてを満たす場合、「金融類似商品」に該当して源泉分離課税となります。

① 保険期間

保険期間が5年以下、または5年を超えるものでも5年以内に解約した場合

② 保険料の払込方法

一時払または「それに準ずる支払方法」*

*初年度に保険料総額の50%以上または契約日から2年以内に75%以上を払い込む方法

③ 保障

普通死亡による死亡保険金が満期保険金と同額以下、かつ災害死亡等により支払われる保険金が満期保険金の5倍未満であること

$$\text{源泉徴収税額} = (\text{満期時または解約時受取額} - \text{払込保険料総額}) \times 20.315\% \text{ (所得税15\%、住民税5\%および復興特別所得税)}$$

- 「一時所得」として満期保険金を受け取った場合、その所得は総所得金額に加算され（総合課税方式）、配偶者控除、配偶者特別控除や扶養控除の所得要件の判定にも影響します。一方で「源泉分離課税」の場合、その時点で課税関係は終了します（所得要件の判定に影響しません）。

4. 解約返還金（個人年金保険を除く）

Q4-1. 解約返還金に適用される税の種類は？（個人年金保険を除く）

- 契約者（保険料負担者）が受け取った解約返還金は、一時所得として所得税・住民税の課税対象となります。

$$\text{一時所得の課税対象額} = \left[\text{解約返還金額} - \text{必要経費 (払込保険料)} - \text{特別控除 (50万円)} \right] \times \frac{1}{2}$$

- 解約返還金額よりも払込保険料の累計額が多いなど、計算の結果によっては税金がかからない場合もあります。
- 保険料の払込方法が一時払などの商品では、解約返還金額と払込保険料との差額に20.315%の源泉分離課税がされる場合もありますので、下表を参考にしてください。

〈保険料の払込方法が一時払などの商品〉

商品の例	区分	満期保険金	契約後5年以内の解約返還金
一時払養老保険5年満期		源泉分離課税	源泉分離課税
一時払養老保険10年満期		所得税（一時所得）・住民税	源泉分離課税*
一時払終身保険		—	所得税（一時所得）・住民税

* 契約後5年超の解約返還金は所得税（一時所得）・住民税

5. 認知症・介護保険金、入院給付金など

Q5-1. 認知症・介護保険金や入院給付金に税金はかかる？

- 疾病または傷害により支払いを受ける、認知症・介護保険金、入院給付金などは、非課税となります（一時金のほか、年金として受け取るものも含まれます）。
- これらの保険金・給付金の支払いを受ける者が、配偶者もしくは直系血族または生計を一にするそのほかの親族の場合も、同様に非課税となります。
- 3大生活習慣病（がん、急性心筋梗塞、脳卒中）にかかったときに支払われる特定疾病保険金、余命が6カ月以内と診断されたときに支払われるリビング・ニーズ特約による特約保険金についても、同様に非課税となります。

Q5-2. 認知症・介護保険金などの「生前給付金」の支払を受けた後、その受取人である被保険者が死亡した場合の課税は？

- 認知症・介護保険金やリビング・ニーズ特約による保険金などの「生前給付金」の支払を受けた後、その受取人である被保険者が死亡した場合で、その受けた給付金に未使用のものがあるときの未使用部分については、本来の相続財産として相続税の課税対象となります。
- この場合、生命保険金の非課税枠〈Q2-2〉の適用はありません。

6. 生命保険契約に関する権利

Q6-1. 「生命保険契約に関する権利」とは？

- 相続開始時において、まだ保険事故が発生していない生命保険契約（例えば契約者が父親、被保険者が長男の契約で、父親が死亡した場合など）に関する権利のことです。

〈例〉

契約者（保険料負担者）	被保険者	死亡保険金受取人
 父親	 長男	 父親



父親が死亡（長男が「生命保険契約に関する権利」を相続）

契約者（保険料負担者）	被保険者	死亡保険金受取人
 長男	 長男	長男の相続人

- 相続または遺贈により取得した「生命保険契約に関する権利」の価額は、その契約の相続時の解約返還金相当額で評価されます。

Q6-2. 相続により取得した生命保険契約の、解約時・満期時の税金を計算する際に用いる「必要経費」は？

〈Q6-1〉において、長男が契約者になった（「生命保険契約に関する権利」を相続した）後に解約または満期を迎えた場合、解約返還金や満期保険金の一時所得の金額を計算する際の必要経費は、父親と長男が負担した保険料の合計額になります。（父親の負担した保険料も長男が負担したものとして計算します）

7. 個人年金保険

Q7-1. 年金保険料を支払ったときの税務上の特典とは？

- 個人年金保険の保険料を支払ったとき、所定の要件を満たせば、一般の生命保険料控除とは別に、個人年金保険料控除を受けることができます。(Q1-1)
- 保険料を一時払で支払った場合は、個人年金保険料控除の対象にはならず、一般の生命保険料控除の対象となります(保険料を支払った年のみの控除)。

Q7-2. 保険料の払込方法が一時払の個人年金保険を、年金受取開始前に解約したときの課税は？

契約者は解約返還金を受け取ることであり、契約後の経過年数によって、つぎの課税関係になります。

〈保険料一時払の個人年金保険の場合〉

契約後経過年数	年金受取方法	課税関係 (解約返還金額から既払込保険料を差し引いた差益に対して)
5年以内	確定年金・保証期間付有期年金	20.315%源泉分離課税
	保証期間付終身年金・死亡時保証金額付終身年金	所得税(一時所得) + 住民税
5年超	確定年金・保証期間付有期年金	所得税(一時所得) + 住民税
	保証期間付終身年金・死亡時保証金額付終身年金	

【計算例】

〈前提〉

- 一時保険料(元本)：1,000万円
- 加入7年経過後に解約 * この解約返還金以外に一時所得はないものとします。

〈解説〉

① 解約返還金が1,200万円だった場合

$$\text{一時所得の課税対象額} = \left(\frac{\text{解約返還金額}}{1,200\text{万円}} - \frac{\text{元本}}{1,000\text{万円}} - \frac{\text{特別控除額}}{50\text{万円}} \right) \times \frac{1}{2} = 75\text{万円}$$

② 解約返還金が800万円だった場合

$$\text{一時所得の課税対象額} = \left(\frac{\text{解約返還金額}}{800\text{万円}} - \frac{\text{元本}}{1,000\text{万円}} - \frac{\text{特別控除額}}{50\text{万円}} \right) \times \frac{1}{2} < 0 \rightarrow 0\text{円}$$

Q7-3. 保険料の払込方法が一時払の個人年金保険を、年金受取開始前に減額したときの課税は？

減額時の課税関係は解約時の取扱い(Q7-2)に準じますが、一時所得の金額の計算時には、減額によって受け取る返還金額と同額を必要経費とすることができます(必要経費累計額が一時払保険料に達するまで)。

(注) 昭和53年2月10日付直資2-36ほか1課共同等に基づく国税庁課税部審理室見解による(平成12年12月号「税務弘報」)

【計算例】

〈前提〉

- 一時払保険料(元本)：1,000万円、加入6年経過後の資産残高：1,500万円
- 以降、毎年以下の〈解説〉のように減額をして返還金を受取り
* 減額した以降の資産残高の増加と、毎年の返還金以外の一時所得はないものとします。

〈解説〉

	減額前の資産残高	①減額による返還金額	②必要経費の金額	一時所得の金額 (①-②-50万円) × 1/2
1年目	1,500万円	500万円	500万円	0万円
2年目	1,000万円	500万円	500万円	0万円
3年目	500万円	150万円	0万円	50万円

累計額が一時払保険料(ここでは1,000万円)に達するまで必要経費に算入可能

Q7-4. 年金受取開始前に、被保険者が死亡したときの課税は？

死亡給付金受取人が死亡給付金を受け取ることであり、契約形態によってつぎの課税関係になります。

契約者 (保険料負担者)	契約形態		課税関係
	被保険者	死亡給付金受取人	税金の種類
A	A	B (相続人)	相続税 (生命保険金の非課税枠の適用あり)
A	A	D (相続人でない者)	相続税 (生命保険金の非課税枠の適用なし)
A	B	A	所得税・住民税 (一時所得)
A	B	C	贈与税

Q7-5. 年金受取開始前に、被保険者ではない契約者が死亡したときの課税は？

- 例えば、契約者・年金受取人が夫、被保険者が妻の場合の契約では、夫が死亡しても契約は消滅せず、妻などの相続人が「年金契約に関する権利」を取得することになります。

〈例〉

契約者	被保険者	年金受取人	死亡給付金受取人
夫	妻	夫	夫

↓ 夫が死亡（妻が「年金契約に関する権利」を相続）

契約者	被保険者	年金受取人	死亡給付金受取人
妻	妻	妻	子など

- 「年金契約に関する権利」は相続財産として相続税の対象になり、原則として解約返還金額で評価されます。
- 年金受取人（妻）が受け取る年金は雑所得として所得税・住民税が課税されますが、雑所得の金額の計算上、前・契約者（夫）が支払った保険料分も新・契約者（妻）が支払ったものとして必要経費に算入されます。

Q7-6. 年金を受け取ったときの課税は？

保険料負担者に関係なく、雑所得として所得税・住民税が課税されます。

契約者 (保険料負担者)	被保険者	年金受取人	課税関係
A (本人)	A (本人)	A (本人)	所得税・住民税 (雑所得)
	B (本人以外)	A (本人)	所得税・住民税 (雑所得)
		B (本人以外)	年金受取開始時：年金受給権の評価額に対して贈与税 毎年：所得税・住民税 (雑所得)

雑所得の計算は、つぎの通りです。

$$\begin{aligned} \text{雑所得の金額} &= \text{年金年額} - \text{必要経費} \\ \text{必要経費} &= \text{年金年額} \times \text{必要経費率} \\ \text{必要経費率}^{*1} &= \frac{\text{既払込正味保険料}^{*2}}{\text{年金の支払総額またはその見込額}^{*3}} \end{aligned}$$

※1 小数第3位以下を切り上げ、第2位まで算出します。

※2 既払込保険料から年金支払開始前に支払いを受けた配当金を控除したものです。

※3 年金の種類によって、つぎの通りとなります。

- 「確定年金」の場合：年金の支払総額 = 年金年額 × 支給期間
- 「終身年金」の場合：年金の支払総額の見込み額 = 年金年額 × 余命年数
- 「保証期間付終身年金」の場合：年金の支払総額の見込み額 = 年金年額 × $\left(\begin{array}{l} \text{保証期間と余命年数の} \\ \text{いずれか長い年数} \end{array} \right)$
- 「死亡時保証金額付終身年金」の場合：年金原資額 (年金開始後の最低受取保証金額)
または「年金年額 × 余命年数」のいずれか大きな額

(注) 上記「余命年数」は、所得税法施行令により定められたもので(Q7-7)、最新の「簡易生命表」とは異なります。

Q7-7. 年金の種類ごとの具体的な雑所得の計算は？

年金種類ごとに、つぎの通りです。

(年金受給権に対して相続税・贈与税が課税されるケース〈Q7-9〉を除きます)

確定年金

〈前提〉

- ・保険料一時払の個人年金保険
- ・年金種類 10年確定年金
- ・一時払保険料 (元本) 1,000万円
- ・年金年額 120万円

〈解説〉

①必要経費

$$120\text{万円} \times \frac{1,000\text{万円}}{120\text{万円} \times 10\text{年}} = 120\text{万円} \times \frac{0.84}{10} = 100.8\text{万円}$$

↑ (小数第3位以下切上げ)

②雑所得の金額

$$120\text{万円} - 100.8\text{万円} = 19.2\text{万円}$$

保証期間付終身年金

〈前提〉

- ・保険料一時払の個人年金保険
- ・年金種類 10年保証期間付終身年金
- ・一時払保険料（元本）1,000万円
- ・契約年齢 60歳（男性）
- ・年金開始年齢 70歳
- ・年金年額 100万円

〈解説〉

*分母の算出は、〈Q7-6〉※3をご参照ください。
保証期間：10年 < 70歳男性の余命年数：12年
(下記「余命年数表」より)

①必要経費

$$100万円 \times \frac{1,000万円}{100万円 \times 12年} = 100万円 \times 0.84 = 84万円$$

(小数第3位以下切上げ)

②雑所得の金額

$$100万円 - 84万円 = 16万円$$

死亡時保証金額付終身年金

〈前提〉

- ・保険料一時払の個人年金保険
- ・年金種類 死亡時保証金額付終身年金
- ・一時払保険料（元本）1,000万円
- ・年金年額 60万円
- ・契約年齢 60歳（男性）
- ・年金開始年齢 70歳
- ・年金原資額 1,200万円
(年金開始後の最低受取保証金額)

〈解説〉

*分母の算出は、〈Q7-6〉※3をご参照ください。
年金原資額：1,200万円 > 年金年額：60万円 × 70歳男性の余命年数：12年
(下記「余命年数表」より)

①必要経費

$$60万円 \times \frac{1,000万円}{1,200万円} = 60万円 \times 0.84 = 50.4万円$$

(小数第3位以下切上げ)

②雑所得の金額

$$60万円 - 50.4万円 = 9.6万円$$

【余命年数表】（所得税法施行令第82条の3 別表より抜粋）

年齢	50	51	52	53	54	55	56	57	58	59	60	61	62	63	64	65	66	67	68	69	70
男(年)	27	26	25	25	24	23	22	21	20	20	19	18	17	17	16	15	14	14	13	12	12
女(年)	32	31	30	29	28	27	26	25	25	24	23	22	21	20	19	18	18	17	16	15	14

年齢	71	72	73	74	75	76	77	78	79	80	81	82	83	84	85	86	87	88	89	90
男(年)	11	10	10	9	8	8	7	7	6	6	6	5	5	4	4	4	4	3	3	3
女(年)	14	13	12	11	11	10	9	9	8	8	7	7	6	6	5	5	4	4	4	3

*最新の「簡易生命表」とは異なります。

Q7-8. 年金受取人と契約者が別人の場合、年金支払開始時に課税される「年金受給権」とは？

- 年金の支払いが開始されたとき、年金受取人と契約者（保険料負担者）が異なっている場合、契約者から年金受取人へ、「年金受給権」が贈与されたとみなされます。
- 被相続人が保険料を負担し、その死亡により年金の支払いが開始される場合、年金受取人が取得した年金受給権は、被相続人から相続または遺贈により取得したとみなされます。
- 年金受給権は、以下の（1）～（3）のうち最も高い金額で評価されます（相続税法第24条）。

- （1）解約返還金相当額
- （2）定期金に代えて一時金の給付を受けることができる場合は、その一時金相当額
- （3）複利年金現価率や予定利率等を基に算出した金額

Q7-9. 年金支払開始時に、「年金受給権」が相続税・贈与税の課税対象となった年金を受け取る際の課税は？〈Q7-8のケース〉

- 受け取る年金のうち、相続税・贈与税の課税対象となった年金受給権相当部分は課税対象にはなりませんが、それ以外の部分（運用部分）は2年目以降、所得税・住民税の対象（課税部分）となります。
- 2年目以降の課税部分は経過年数ごとに同額ずつ段階的に増加する簡便な計算方法（単位計算）を用います。

雑所得の計算例

〈前提〉

- ・年金受給権の評価額：530万円
- ・払込保険料合計額：550万円
- ・年金の総支給見込額（10年確定年金）：600万円（1年あたり60万円）

〈解説〉

$$\text{雑所得の金額} = \text{①総収入金額} - \text{②必要経費}$$

①総収入金額の計算

(i) 相続税（贈与税）評価割合を算定

$$\text{相続税（贈与税）評価割合} = \frac{\text{年金受給権の評価額}}{\text{年金の総支給見込額}} = \frac{530万円}{600万円} = 0.89 \rightarrow 89\%$$

(小数第3位以下切上げ)

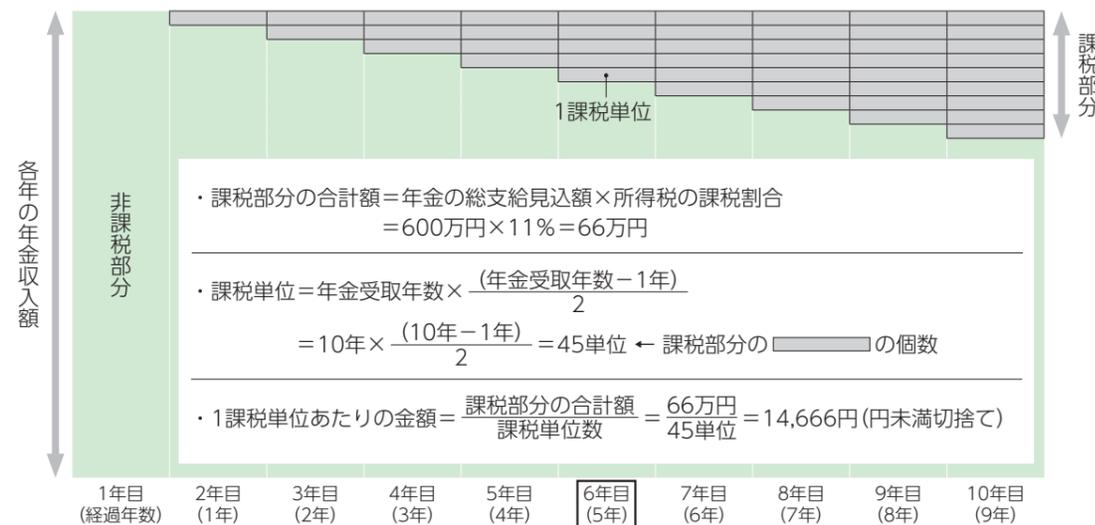
(ii) (i) で求めた相続税（贈与税）評価割合に応じた所得税の課税割合を定める

〈相続税（贈与税）評価割合が75%を超える場合の所得税の課税割合（抜粋）〉

相続税（贈与税）評価割合		所得税の課税割合
75%超	80%以下	20%
80%超	83%以下	17%
83%超	86%以下	14%
86%超	89%以下	11%
89%超	92%以下	8%
92%超	95%以下	5%
95%超	98%以下	2%

← この計算例での該当

(iii) 各年の年金収入額を、所得税の課税部分（雑所得）と非課税部分（相続税・贈与税の課税対象）に振り分け



例えば、6年目（経過年数5年）の総収入金額はつぎの通りです。

①総収入金額 = 1課税単位あたりの金額(14,666円) × 経過年数(5年)
= 73,330円

②必要経費 の計算

6年目（経過年数5年）の必要経費はつぎの通りです。

②必要経費 = ①総収入金額 × $\frac{払込保険料合計額}{年金の総支給見込額}$
= 73,330円 × $\frac{550万円}{600万円}$
= 73,330円 × 0.92 = 67,464円 (円未満切上げ)
↑ (小数第3位以下切上げ)

以上、①②より、

6年目（経過年数5年）の雑所得の金額 = ①73,330円 - ②67,464円 = 5,866円

Q7-10. 年金受取時の源泉徴収とは？

- 個人年金保険から受け取る年金については、雑所得として所得税・住民税が課税されますが、この雑所得の金額（年金年額から必要経費を差し引いた額）が25万円以上となる場合には、その金額の10.21%（復興特別所得税を含む）が源泉徴収されます。
- 源泉徴収が行われても、この段階で課税関係が完結することにはならないため、確定申告で納税額を調整する必要があります。

Q7-11. 年金に代えて、年金原資額を一括で受け取った場合の課税は？

- 一括受取の年金原資額が払込保険料を上回った場合、その差益に対して「一時所得」として課税されます。

$$\text{一時所得の課税対象額} = \left[\text{収入} - \text{必要経費} - \text{特別控除} \right] \times \frac{1}{2}$$

(一括受取額) (払込保険料) (50万円)

* 契約者と年金受取人が別人の場合、一括受取の年金原資額に対して贈与税が課税されます。

- 保険料の払込方法が一時払で、年金の受取方法が確定年金などの商品では、運用期間が5年以内の場合、一括受取額と必要経費（払込保険料）との差額に20.315%の源泉分離課税がされる場合があります。

7. 個人年金保険

Q7-12. 年金受取開始後に、被保険者が死亡したときの課税は？

- 契約形態や受取方法により、課税が異なります。

契約者	被保険者	年金受取人	死亡時の受取人	受取方法	課税関係	
A(本人)	A(本人)	A(本人)	後継年金受取人 (Aの法定相続人)	一時金	相続税	
				年金	相続時：年金受給権の評価額に対して相続税 毎年：所得税(雑所得) + 住民税	
	B(配偶者)	A(本人)	A(本人)	一時金	所得税(一時所得) + 住民税	
				年金	年金額に対して所得税(雑所得) + 住民税	
	B(配偶者)	B(配偶者)	A(本人)	A以外のBの法定相続人	一時金	所得税(一時所得) + 住民税 贈与税
					年金	A(本人)
A以外のBの法定相続人			相続時：年金受給権の評価額に対して贈与税 毎年：所得税(雑所得) + 住民税			

- 相続時に年金受給権の評価額が相続税・贈与税の課税対象となる場合は、相続税法第24条に規定される計算に基づき権利の評価額が決定されます (Q7-8)。また、毎年受け取る年金は、すでに相続税・贈与税の課税対象となった部分を除き、雑所得として所得税・住民税が課税されます (Q7-9)。

Q7-13. 年金受取開始後に、年金受取人が死亡したときの課税は？

- 年金受取人が死亡した場合は、あらかじめ指定した後継年金受取人が引き続き年金を受け取ります。
- 後継年金受取人の指定がないときは、年金受取人の死亡時の法定相続人が後継年金受取人となります。

契約者	被保険者	年金受取人	後継年金受取人	課税関係
A(本人)	B(配偶者)	A(本人)	B(配偶者)	相続時：年金受給権の評価額に対して相続税 毎年：年金額に対して所得税(雑所得) + 住民税

- 相続時には年金受給権の評価額に対して相続税が課税されますが、生命保険金の非課税枠は適用されません。
- 年金受給権の評価額は、相続税法第24条に規定される計算に基づき権利の評価額が決定されます (Q7-8)。また、毎年受け取る年金は、すでに相続税の課税対象となった部分を除き、雑所得として所得税・住民税が課税されます (Q7-9)。

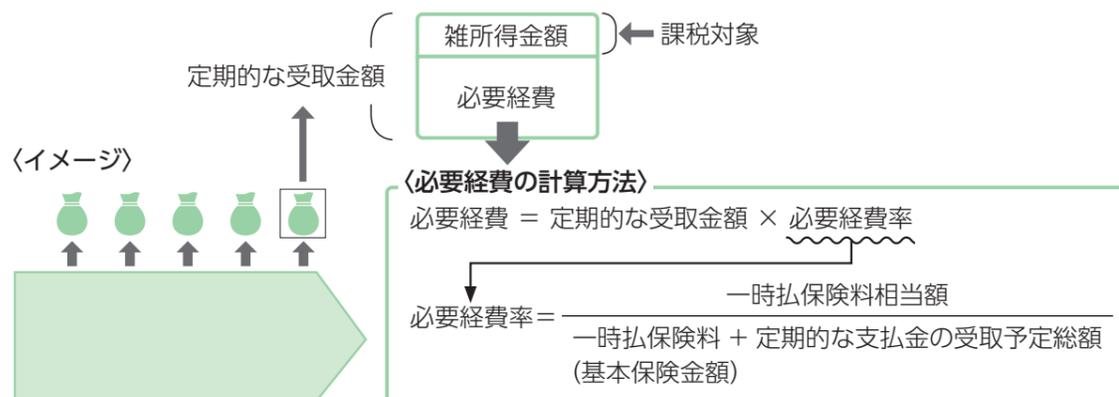
8. 定期的な支払金のある保険

Q8-1. 定期的な支払金を受け取ったときの課税は？

- 契約形態によって、つぎの課税関係になります。

契約形態	課税関係
契約者と定期的な受取金の受取人が同一人	所得税(雑所得) + 住民税
契約者と定期的な受取金の受取人が別人	贈与税

- 雑所得(定期的な受取金額から必要経費を差し引いた額)が25万円以上の場合、その金額の10.21%(復興特別所得税を含む)が源泉徴収されます。
- 保険料の払込方法が一時払の終身保険の場合の課税は、つぎの通りです。



【計算例】

〈前提〉

- 契約年齢：70歳(女性)
 - 一時払保険料(基本保険金額)：1,000万円
 - 定期的な受取金額：30万円(受取開始年齢：71歳・その時点の余命年数：14年*)
- ※(Q7-7)余命年数表を参照

〈解説〉

$$\text{雑所得の金額} = \frac{\text{定期的な受取金額}}{300,000\text{円}} - \frac{\text{必要経費}}{213,000\text{円}} = 87,000\text{円}$$

$$\begin{aligned} \text{必要経費} &= \text{定期的な受取金額} \times \text{必要経費率} \\ 213,000\text{円} &= 300,000\text{円} \times \frac{1,000\text{万円}}{1,000\text{万円} + 420\text{万円}(30\text{万円} \times 14\text{年})} \\ &= 213,000\text{円} \end{aligned}$$

* 必要経費率は小数第3位以下を切り上げます。

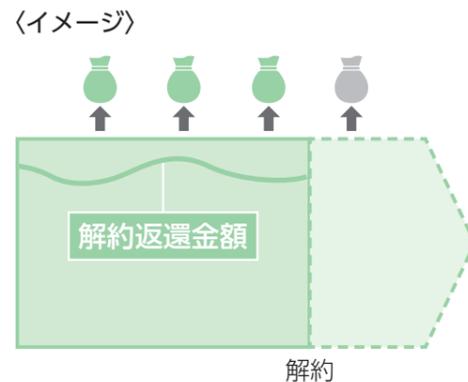
〈外貨建保険の必要経費の計算〉

- 為替相場の変動により、「定期的な受取金額」の円換算額は毎回変動します。
- 一方で「必要経費率」は、2回目以降も初回分と同じ経費率を使います。

8. 定期的な支払金のある保険

Q8-2. 定期的な支払金がある保険を解約した場合の課税は？

保険料の払込方法が一時払の終身保険の場合では、つぎの通りです。



$$\text{一時所得の課税対象額} = (\text{解約返還金額} - \text{必要経費} - \text{特別控除50万円}) \times \frac{1}{2}$$

$$\text{必要経費} = \text{一時払保険料相当額} - \text{それまでに受け取った定期的な受取金額に対する必要経費}$$

【計算例】

〈前提〉

- 契約年齢：70歳（女性）
- 一時払保険料：1,000万円
- 定期的な受取金額：30万円（受取開始年齢：71歳・その時点の余命年数：14年^{※1}）
※1 〈Q7-7〉余命年数表を参照
- 5回目の定期的な受取金を受け取った後に解約し、解約返還金額950万円を受取り

〈解説〉

$$\text{一時所得の課税対象額} = (950\text{万円} - \text{必要経費} - 50\text{万円}) \times \frac{1}{2} = 32,500\text{円}$$

$$\begin{aligned} \text{必要経費} &= \text{一時払保険料} - \text{それまでに受け取った定期的な受取金額に対する必要経費}^{\ast 2} \\ &= 1,000\text{万円} - 106.5\text{万円} \\ &= 893.5\text{万円} \end{aligned}$$

※2 〈Q8-1〉の【計算例】における必要経費213,000円×5回=106.5万円とします。

9. 契約の変更に関する税務

Q9-1. 契約者が生存中に、契約者を変更したときの課税は？

〈例〉 契約者を夫から妻に変更（満期保険金受取人も妻に変更）

契約者 (保険料負担者)	被保険者	死亡保険金受取人	満期保険金受取人
夫	妻	夫	夫
妻	妻	夫	妻

- 契約者が生存中に契約者を変更しても、その時点で贈与税などの課税は生じません。
- 相続税や贈与税が課税されるのは、「前・契約者が死亡した」、「その契約が満期を迎えた」、「解約した」場合などに限られます。

【計算例】

〈前提〉

- 契約者および満期保険金受取人を〈夫〉から〈妻〉へ変更した養老保険が満期到来
- 満期保険金受取額：600万円
- 払込保険料総額：500万円（うち夫の負担分200万円・妻の負担分300万円）

〈解説〉

①夫の保険料負担分：贈与税

* 暦年課税の場合

$$\begin{aligned} \text{満期時受取額} \times \frac{\text{夫の保険料負担割合}}{\text{基礎控除額}} &= \text{贈与税部分} \\ 600\text{万円} \times \frac{200\text{万円}}{500\text{万円}} &= 240\text{万円} \\ 240\text{万円} - 110\text{万円} &= \text{贈与税課税対象額} \\ 130\text{万円} \times 10\% &= \text{贈与税額} \\ &= 13\text{万円} \end{aligned}$$

①②ともに、契約を引き継いだ（贈与された）妻への課税となります。

②妻の保険料負担分：所得税（一時所得）

$$\begin{aligned} \text{満期時受取額} \times \frac{\text{妻の保険料負担割合}}{\text{妻が負担した払込保険料} - \text{特別控除額}} &= \text{所得税部分} \\ 600\text{万円} \times \frac{300\text{万円}}{500\text{万円}} &= 360\text{万円} \\ (360\text{万円} - 300\text{万円} - 50\text{万円}) \times \frac{1}{2} &= \text{総合課税の対象(税額ではありません)} \\ &= 5\text{万円} \end{aligned}$$

* ①②について、この満期保険金以外に贈与および一時所得はないものとします。

〈保険料の払込方法が一時払の場合〉

契約時に夫が保険料を一括で払い込むため（夫の保険料負担割合が100%）、①の贈与税のみとなります。

* 詳しくは「14. 参考 贈与税について」をご参照ください。

9. 契約の変更に関する税務

Q9-2. 契約者が生存中に、受取人を変更したときの課税は？

<例> 死亡保険金受取人を妻から子に変更

契約者 (保険料負担者)	被保険者	死亡保険金受取人
 夫	 夫	 妻
 夫	 夫	 子

契約者が生存中に受取人を変更しても、その時点で課税は生じませんが、保険金を受け取る際に、変更後の受取人に課税されます。

Q9-3. 被保険者でない契約者が、途中で死亡したときの課税は？ (個人年金保険を除く)

<例> 夫が死亡し、妻が契約を引き継いだ場合

契約者 (保険料負担者)	被保険者	死亡保険金受取人	満期保険金受取人
 夫	 妻	 夫	 夫
 妻	 妻	 子	 妻

- 契約者の死亡時点で、「生命保険契約に関する権利」として評価された金額が相続税の課税対象となります。
- 法定相続人が複数名いる場合は、遺産分割協議の対象となります。
- 「生命保険契約に関する権利」の評価額は、相続時の解約返還金相当額となります。
- その後の死亡や満期などの場合、変更後の契約者が当初から保険料を負担したものとして課税されます。

10. 外貨建保険の取扱い

Q10-1. 外貨建保険への課税にあたって、円貨への換算に用いる為替レートとは？

以下の基準により円貨に換算した上で、円建の生命保険と同様の取扱いとなります。

項目		円換算日	換算時の為替レート
一時払保険料		保険料領収日	TTM (円換算日最終の対顧客電信売買相場)
解約返還金	源泉分離課税となる場合	解約返還金計算日 (請求書類の受付日)	TTB (円換算日最終の対顧客電信買相場)
	所得税(一時所得)となる場合		TTM (円換算日最終の対顧客電信売買相場)
死亡保険金 死亡時保証金額	相続税・贈与税となる場合	支払事由発生日	TTB (円換算日最終の対顧客電信買相場)
	所得税(一時所得)となる場合		TTM (円換算日最終の対顧客電信売買相場)
年金原資額の 一括受取	源泉分離課税となる場合	年金支払開始日	TTB (円換算日最終の対顧客電信買相場)
	所得税(一時所得)となる場合		TTM (円換算日最終の対顧客電信売買相場)
(特約)年金		(特約)年金支払日	TTM (円換算日最終の対顧客電信売買相場)
定期支払金		定期支払日	TTM (円換算日最終の対顧客電信売買相場)

* 保険会社所定の特約を付加し、円貨で保険料を支払った場合、上表の保険料についてはその支払った金額となります。

* 保険会社所定の特約を付加し、円貨で死亡保険金、解約返還金などを受け取ったときは、その受け取った金額に基づき課税されます。

Q10-2. 外貨建保険の具体的な税金の計算は？

【計算例】

〈前提〉円貨で一時払保険料を払い込み、
3年後に円貨で年金原資額を一括受取する場合

指定通貨		米ドル
円貨払込金額	・・・①	1,000,000円
保険料払込日の為替レート (TTM)	・・・②	100円/米ドル
一時払保険料 (①÷②)		10,000米ドル
運用期間		3年
運用期間満了時の年金原資額 (一括受取額) ・・・③		10,200米ドル

〈解説〉

ケース1 受取時の為替レートが契約時よりも円安

受取時の為替レート (TTB)	・・・④	110円/米ドル
一括受取額の円換算額 (③×④)	・・・⑤	1,122,000円
円換算での差益 (⑤-①)	・・・⑥	122,000円
円での源泉徴収税額 (⑥×20.315%) [*]	・・・⑦	24,784円
税引後の円貨受取額 (⑤-⑦)		1,097,216円

※運用期間3年で一括受取し、源泉分離課税の対象となる場合、円換算で所得(差益)が生じているときは、その20.315%の税額が源泉徴収されます。

ケース2 受取時の為替レートが契約時よりも円高

受取時の為替レート (TTB)	・・・④'	90円/米ドル
一括受取額の円換算額 (③×④')	・・・⑤'	918,000円
円換算での差益 (⑤'-①)		▲82,000円

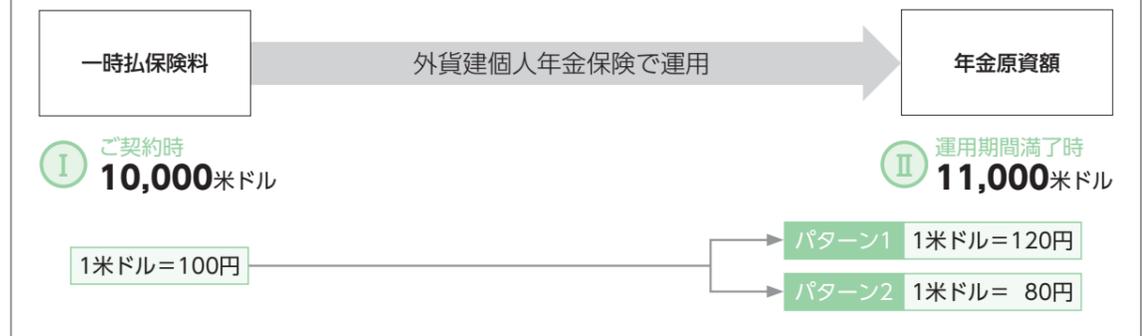
*円換算で差損が生じているときは、外貨建でふえていても非課税扱いとなります。

Q10-3. 一時払保険料を外貨で入金する場合の税務上の注意点は？

ご注意
1

一時払保険料を外貨預金などの手持ちの外貨で払い込む場合の保険料の円換算について、外貨預金などへの預入などを通じて外貨に交換した時点のレートではなく、〈Q10-1〉の基準によります。

外貨建個人年金保険を運用期間満了時まで継続し、満了時に年金原資を一括受取した場合



I ご契約時

適用される為替レート	一時払保険料	円換算額
1米ドル=100円	10,000米ドル	100万円……①

II 運用期間満了時

	適用される為替レート	年金原資額	円換算額	ご契約時との差額
パターン1	1米ドル=120円	11,000米ドル	132万円……②	②-①= 32万円
パターン2	1米ドル= 80円		88万円……③	③-①=▲12万円

差益が発生する場合はその金額により課税所得を計算します。

【一時所得となる場合】

他の一時所得の金額と合算した金額が特別控除額 (年間50万円限度) を下回れば所得は生じず、また、損失が生じても他の所得とは損益通算できません。

【源泉分離課税対象となる場合】

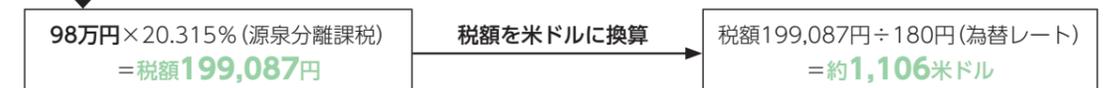
差益の20.315% (所得税15%、住民税5%および復興特別所得税) が源泉徴収されます。

ご注意
2

年金原資額・解約返還金額などは、円貨に換算した所得に課税されるため、外貨建では税引後の受取金額が一時払保険料相当額を下回ることがあります。

【具体例】源泉分離課税の場合

適用される為替レート	年金原資額	円換算額	ご契約時との差額
1米ドル=180円	11,000米ドル	198万円……④	④-①= 98万円



米ドル建の税引後の受取金額: 年金原資額 11,000米ドル - 約1,106米ドル = 約9,894米ドル < 一時払保険料 10,000米ドル

*上記の例では、換算時点の為替レートの差 (TTS、TTM、TTB) は考慮していません。

11. 支払調書

Q11-1. 保険会社が「支払調書」を税務署に提出する基準は？

つぎの場合には、生命保険会社は「支払調書」を税務署に提出するよう定められています。ただし、源泉分離課税の場合は課税が終了しているため、「支払調書」を提出しません。

保険金等の種類	税金の種類	提出範囲
満期保険金 死亡保険金 解約返還金 生存給付金 祝金などの一時金	所得税（一時所得）・ 住民税となる場合	1回の支払金額が100万円を超えるもの
	相続税・贈与税 となる場合	1回の支払金額が100万円を超えるもの *（Q7-8）における「年金受給権」評価額に関しても、 該当します。
年金 （年金に準ずる 「定期支払金」を含む）	所得税（雑所得）・住民税	その年の年金の支払金額が20万円を超えるもの
名義変更のあった契約 （2018年1月1日以降）	死亡による契約者変更	契約者変更情報、解約返還金相当額等の記載 （権利の評価額（解約返還金相当額）が 100万円を超えるもの）
	通常の契約者変更	保険金等支払時の契約者の払込保険料等の記載 （提出は契約者変更時ではなく、その後、 保険金等の支払があった時で、上記の金額 基準があります。）

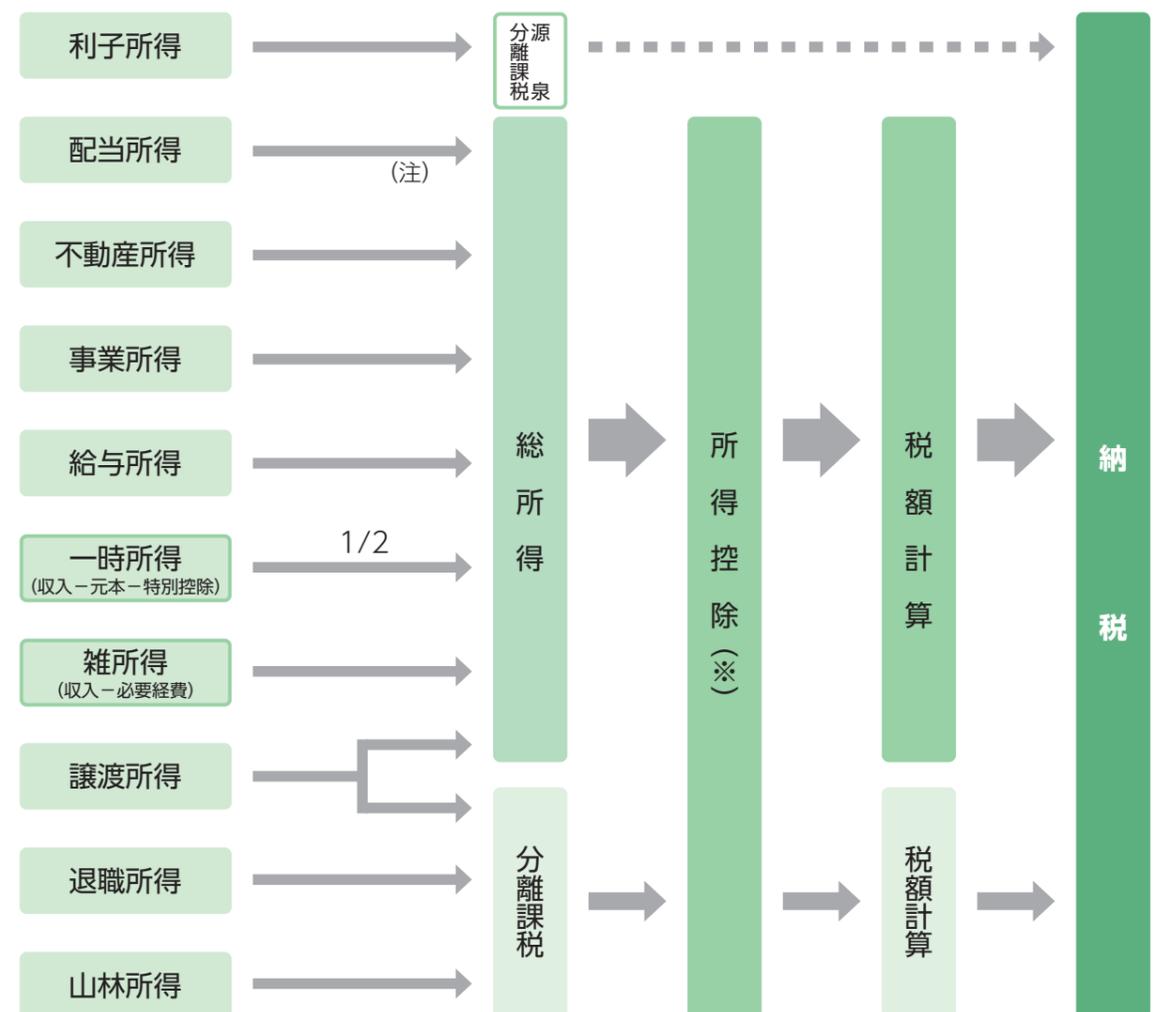
* 認知症・介護保険金は、非課税のため対象外です。

12. 参考 所得税について

Q12-1. 所得税のしくみは？（概要）

- 所得税はその年（1月1日～12月31日）の所得（収入金額からかかった費用を差し引いた金額）に対して課税されます。
- 所得をその性質に応じて分類し、それぞれの所得を計算後に合算する総合課税方式が基本です。

◆ 所得税のしくみ



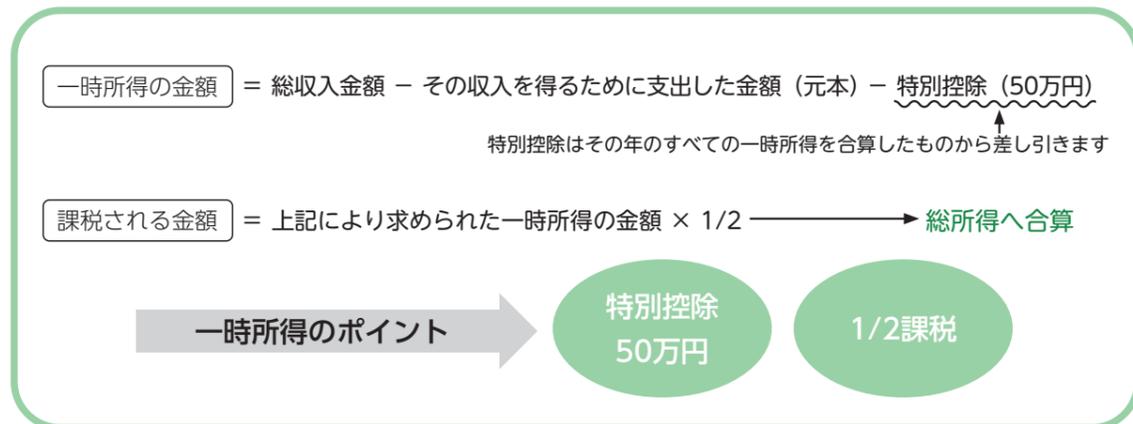
(注) 上場株式の配当所得は原則として20.315%（所得税15%、住民税5%および復興特別所得税）の税率で源泉徴収がされ、申告不要を選択することができます。

※ 所得控除の種類は次のとおりです。
雑損控除、医療費控除、社会保険料控除、小規模企業共済等掛金控除、生命保険料控除、地震保険料控除、寄附金控除、障害者控除、寡婦控除、ひとり親控除、勤労学生控除、配偶者控除、配偶者特別控除、扶養控除、基礎控除

Q12-2. 生命保険に係る課税で多く出てくる「一時所得」と「雑所得」とは？

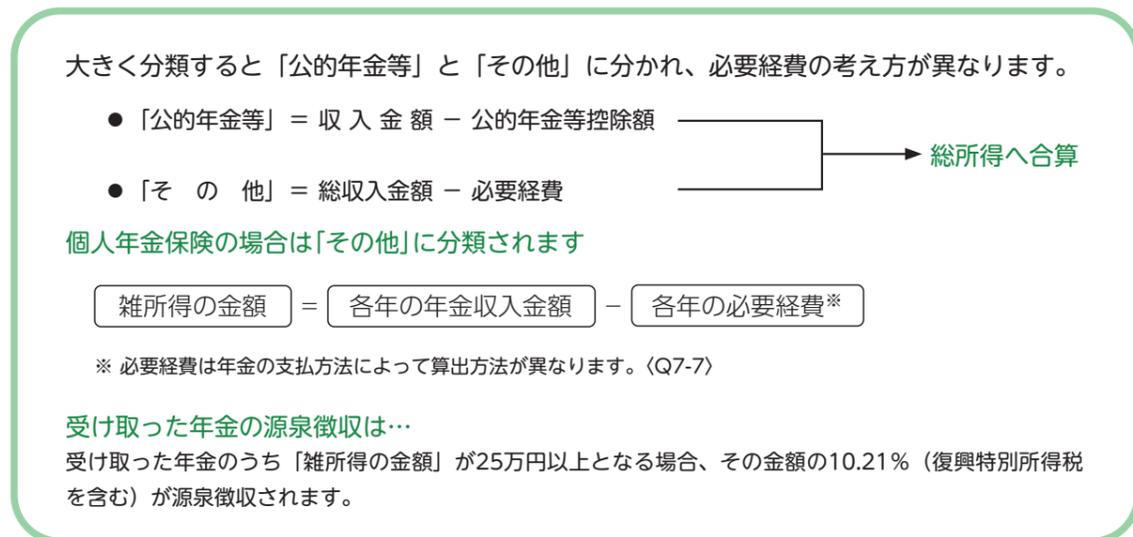
◆一時所得

- 営利を目的とする継続的行為から生じた所得以外の一時的な所得で、労務その他の役務または資産の譲渡の対価としての性質を有しないものとなります。
- 例えば、解約返還金や、個人年金保険（確定年金）の一括受取が対象となります。



◆雑所得

「他のいずれにも分類されない所得」のことをいいます。



Q12-3. 「退職所得」とは？

◆退職金にかかる税金の計算

原則として、勤続年数に応じた「退職所得控除額」を差し引いた残額の1/2の金額（課税退職所得金額）に対し、他の所得と分離して所得税・住民税をそれぞれ計算します。

$$\text{退職金の税額} = \underbrace{(\text{退職金の額} - \text{退職所得控除額}) \times 1/2^*}_{\text{(課税退職所得金額)}} \times \text{税率}$$

※ 役員等勤続年数が5年以下である方が、その役員等としての勤続年数に対応する退職手当等として支払を受けるものについては、2分の1課税とする措置はありません。また、役員等以外でも、勤続年数が5年以下の場合、退職所得控除額を控除後の課税退職所得金額のうち300万円超の部分については、2分の1課税の対象外となります。

◆退職所得控除額

退職金の有利な取扱いの一つである退職所得控除額は、退職した人の勤続年数に応じ、以下のようになります。

勤続年数	退職所得控除額
20年以下	40万円 × 勤続年数
20年超	800万円 + 70万円 × (勤続年数 - 20年)

- * 勤続年数に1年未満の端数があるときは1年として計算します。
- * 計算結果が80万円未満となる場合は80万円となります。
- * 障がい者になったことに直接起因して退職した場合は、上記の金額に100万円加算されます。

◆退職金の概算手取り額（税引後）

勤続年数 \ 退職金額	10年	15年	20年	25年	30年	35年
1,000万円	949万円	970万円	985万円	1,000万円	1,000万円	1,000万円
3,000万円	2,589万円	2,633万円	2,676万円	2,753万円	2,814万円	2,869万円
5,000万円	4,116万円	4,167万円	4,218万円	4,307万円	4,392万円	4,469万円
10,000万円	7,840万円	7,860万円	7,916万円	8,014万円	8,112万円	8,210万円

* 復興特別所得税を加味し、万円未満を四捨五入した概算額となります。

12. 参考 所得税について

Q12-4. 確定申告が不要なケースとは？

- 保険金や年金によって所得が生じて、つぎのような場合には確定申告は不要です。

- ① 給与の収入金額が2,000万円以下の給与所得者で年末調整により課税が終了しており、給与所得・退職所得以外の所得金額が20万円以下の場合
- ② 公的年金等の収入金額の合計額が400万円以下で、公的年金等に係る雑所得以外の所得金額が20万円以下である場合

公的年金等とは？（個人で加入している保険会社の個人年金は公的年金等に含まれません）

- 国民年金、厚生年金、共済年金など
- 恩給、勤務先の退職年金など
- 適格退職年金、確定給付企業年金、確定拠出年金など

- 上記①②とも、例えば、満期保険金などの一時所得は払込保険料と特別控除の50万円を差し引いて2分の1とした金額、個人年金保険などの雑所得は年金額から必要経費を差し引いた金額です。こうした一時所得や雑所得の合計額が20万円以下であれば申告不要となります。

- * 「20万円」には源泉分離課税となる利子所得、配当所得、割引債の償還差益、金融類似商品、確定申告をしないことを選択した配当所得は除かれます。
- * 医療費控除や源泉徴収分の精算などによる所得税の還付を受けるためには、確定申告をする必要があります。こうした確定申告をする場合、20万円以下の所得金額も申告が必要です。
- * 住民税では、上記①②の20万円以下の所得金額も申告が必要です（この所得金額を合計しても納税額が生じない場合や、所得税について申告した場合を除きます）。

Q12-5. 所得税・住民税の税率(税額速算表)は？

◆所得税(税額速算表) 税額 = (a) × (b) - (c)

課税所得金額(a)	税率(b)	控除額(c)
195万円以下	5%	—
195万円超 330万円以下	10%	97,500円
330万円超 695万円以下	20%	427,500円
695万円超 900万円以下	23%	636,000円
900万円超 1,800万円以下	33%	1,536,000円
1,800万円超 4,000万円以下	40%	2,796,000円
4,000万円超	45%	4,796,000円

◆住民税

[所得割]

課税所得金額	標準税率
一律	10% (道府県民税4% + 市町村民税6%)

* 政令指定都市では、道府県民税2% + 市民税8%

[均等割] * 2024年度からの標準税額

道府県民税	+	市町村民税	= 4,000円
1,000円		3,000円	

* 2024(令和6)年度から均等割とあわせて森林環境税(国税)1,000円が徴収されます。

13. 参考 相続税について

Q13-1. 相続税の課税対象となる財産・評価方法は？

◆相続税の課税対象となる財産



◆相続財産の評価方法

財産分類	財産の種類	評価方法(概略)	
相続財産	金融資産	現金	相続開始日の残高
		預貯金	相続開始日の残高
		債券・投資信託	相続開始日の時価
		上場株式	相続開始日の時価など
		非上場株式(自株)	類似業種比準方式、純資産価額方式など
	不動産	土地(市街地にある宅地)	路線価×宅地面積×補正率(路線価方式)
		土地(路線価のない宅地)	固定資産税評価額×所定の倍率(倍率方式)
		家屋	固定資産税評価額
	その他	ゴルフ会員権	取引相場の70%
		自家用車	下取り査定価格
家財一式		再調達に要する金額	
美術品・骨董品		鑑定価格または時価	
仏具・墓地		非課税	
みなし相続財産	死亡保険金	受け取った死亡保険金	
	死亡退職金	受け取った死亡退職金	
相続開始前の贈与など	暦年課税により贈与した財産	相続開始前3年~7年以内の贈与額(贈与時の価額)*1	
	相続時精算課税制度により贈与した財産	贈与の累計額(贈与時の価額)*2	
相続財産から除くもの	非課税財産	死亡保険金の非課税限度額	500万円×法定相続人の数
		死亡退職金の非課税限度額	500万円×法定相続人の数
	葬式費用	葬式代金	実費
		借金・ローン	相続開始日の残高
債務	未払金・税金	相続開始日の残債	

*1 2024年1月1日以降の贈与財産については、相続財産への加算期間は「3年間」から「7年間」に段階的に延長されます。ただし延長された4年間の贈与財産のうち総額100万円までは相続財産に加算されません。

*2 2024年1月1日以降の贈与財産については、毎年の基礎控除110万円までは相続財産に加算されません。

Q13-2. 相続税の税率(税額速算表)は？

法定相続人の取得金額	税率	控除額
1,000万円以下	10%	—
3,000万円以下	15%	50万円
5,000万円以下	20%	200万円
1億円以下	30%	700万円
2億円以下	40%	1,700万円
3億円以下	45%	2,700万円
6億円以下	50%	4,200万円
6億円超	55%	7,200万円

Q13-3. 相続税の具体的な計算は？

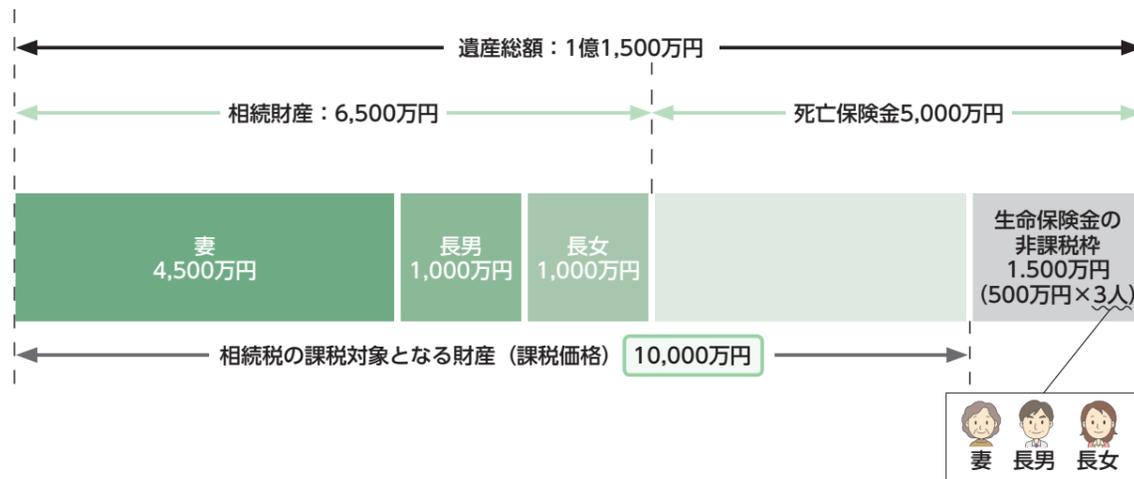
〈前提〉

- 夫の遺産総額：1億1,500万円（みなし相続財産である死亡保険金：5,000万円を含む）
- 契約者＝被保険者である夫が死亡、死亡保険金：5,000万円は妻が受取り
- 死亡保険金以外の相続財産：6,500万円の受取額は、妻が4,500万円、長男・長女がそれぞれ1,000万円ずつ受取り

Step1：課税価格の算出

	妻	長男	長女	合計
相続財産	4,500万円	1,000万円	1,000万円	6,500万円
死亡保険金	5,000万円	—	—	3,500万円
非課税枠	△1,500万円	—	—	—
課税価格	8,000万円	1,000万円	1,000万円	10,000万円

*長男、長女は成人とします。



Step2：課税遺産総額の算出（基礎控除額を差し引きます）

(課税価格の合計額) 10,000万円 - (基礎控除額) 4,800万円 (3,000万円 + 600万円 × 法定相続人3人) = (課税遺産総額) 5,200万円

Step3：相続税の総額の算出

課税遺産総額を法定相続分〈Q13-4〉どおりに相続したと仮定して計算します。

①法定相続分に応じた仮の取得金額

(課税遺産総額) 5,200万円 × 妻 $\frac{1}{2}$ = 2,600万円 (仮の取得金額)

5,200万円 × 長男 $\frac{1}{2} \times \frac{1}{2}$ = 1,300万円 (")

5,200万円 × 長女 $\frac{1}{2} \times \frac{1}{2}$ = 1,300万円 (")

②仮の取得金額にもとづく相続税の総額

①の仮の取得金額にもとづき税額速算表〈Q13-2〉により計算します。

妻 2,600万円 × 15% - 50万円 = 340万円

長男 1,300万円 × 15% - 50万円 = 145万円

長女 1,300万円 × 15% - 50万円 = 145万円

(相続税の総額) 630万円

Step4：各人が納付すべき相続税額の算出

相続税の総額を実際に相続した割合で按分します。

(相続税の総額) 630万円 × 妻 $\frac{8,000万円}{10,000万円}$ = 504万円 ← 各人の算出税額

630万円 × 長男 $\frac{1,000万円}{10,000万円}$ = 63万円 ← 各人の算出税額

630万円 × 長女 $\frac{1,000万円}{10,000万円}$ = 63万円 ← 各人の算出税額

Step5：税額控除

各人の算出税額から各種税額控除を差し引きます。

配偶者の税額軽減

- 配偶者の相続した財産（課税価格）が下記のどちらか多い金額までは、配偶者に相続税はかかりません。
 - ①課税価格の合計額 × 配偶者の法定相続分
 - ②1億6,000万円
- 上記①・②を妻にあてはめると、妻が相続した財産（課税価格）8,000万円は②より少ないため、妻に相続税はかかりません。
- この税額軽減の適用を受けるには、原則として申告期限（相続発生後、10カ月以内）までに相続財産が分割されていること、および申告することが条件です。

(次ページにつづく)

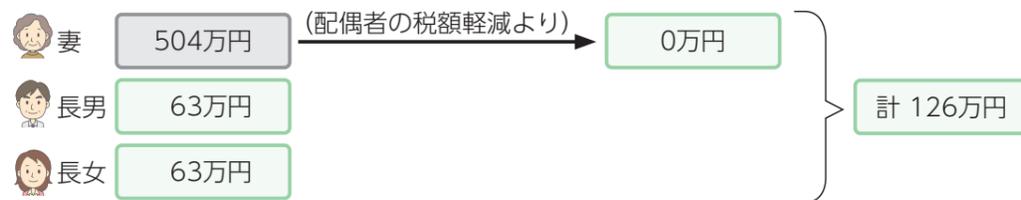
その他の税額控除

「配偶者の税額軽減」以外に、つぎの控除があります。

未成年者控除	法定相続人（相続放棄者を含む）が未成年者である場合は、満18歳に達するまで1年につき10万円の税額控除があります。
障がい者控除	法定相続人（相続放棄者を含む）が障がい者である場合は、満85歳に達するまで1年につき10万円（特別障がい者の場合は20万円）の税額控除があります。
贈与税額控除	<p>暦年課税では、相続人が被相続人から相続開始前3年～7年以内に贈与を受けた財産は相続財産に加算されますが、その財産について既に課税された贈与税の金額は相続税額から控除されます。</p> <p>相続時精算課税制度では、贈与を受けた財産（2024年1月1日以降の贈与は毎年の基礎控除110万円を超えた金額）の累計額は相続財産に加算されますが、既に課税された贈与税の金額は相続税額から控除されます。控除しきれない額があれば、還付を受けられます。</p>
相次相続控除	10年以内に2回以上相続があり、いずれも相続税が課された場合、前の相続税額の一部を後の相続税額から控除できます。適用できるのは相続人に限ります。

Step6：各相続人の納付税額

Step1～5より、相続税として納付する税額はつぎの通りです。



この計算例における「生命保険金の非課税枠」の効果

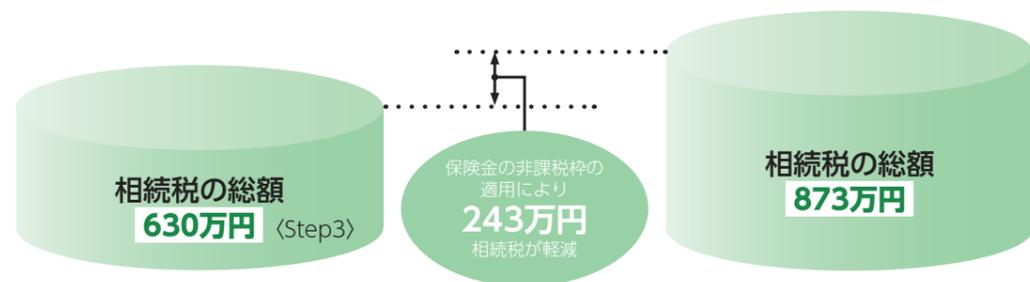
- 契約者である被保険者が死亡した場合は、その死亡保険金は「みなし相続財産」として相続税の課税対象となります。
- 相続人が死亡保険金受取人の場合は、相続税の課税価格の計算時に他の死亡保険金などと合算のうえ、**「500万円×法定相続人の数」**の金額を控除することができます。
 - * 受取人が1人しか指定されていない場合でも、法定相続人数分の非課税枠が適用されます。
 - * 「法定相続人の数」には、相続を放棄した人も含みます。

◆ 夫が生命保険に加入していない場合との「相続税の総額」の比較

(生命保険に加入していない場合は、死亡保険金ではなく預貯金として相続されたものとしします)

・ 生命保険に加入している場合

・ 生命保険に加入していない場合



生命保険を活用すれば、相続税の軽減効果があるうえに、納税のための現金も準備できます。

Q13-4. 法定相続人・法定相続分および遺留分とは？

● 法定相続分

家族構成のパターン				法定相続分			
配偶者	子	直系尊属 (父母、祖父母等)	兄弟姉妹	配偶者	第1順位	第2順位	第3順位
				子	直系尊属 (父母、祖父母等)	兄弟姉妹	
○	○	○	○	1/2	1/2	なし	なし
○		○	○	2/3	—	1/3	なし
○			○	3/4	—	—	1/4
○				全部	—	—	—
	○	○	○	—	全部	なし	なし
	○	○		—	全部	なし	
	○		○	—	全部	—	なし
	○			—	全部	—	
		○	○	—	—	全部	なし
		○		—	—	全部	—
			○	—	—	—	全部

- * 配偶者とは、婚姻届出済の夫婦の一方をさし、常に相続人となります。
- * 直系尊属は、父母、父母ともいない場合は祖父母、……と相続権が移行し、直系尊属がない場合に相続権が第3順位（兄弟姉妹）に移行します。
- * 配偶者以外の同順位の相続人が複数いる場合、相続分は原則として均等となります。
- * 相続人になるはずだった子がすでに死亡している場合、その死亡した子の直系卑属（子、孫、……）が相続権を引き継ぎ、第1順位となります（代襲相続）。兄弟姉妹についても代襲相続が認められますが、その子（被相続人の甥、姪）限りとなります。
- * 実子と養子の相続分は同じです。なお、相続税法上で認められる法定相続人に含まれる養子の数は、実子のいない場合で2人まで、実子がいる場合には1人のみとなります。

● 遺留分

民法が定める「相続人が最低限相続できる財産」のことで、遺言の内容にも優先します。

相続人の構成パターン				遺留分	各相続人の遺留分割合			
配偶者	子	直系尊属	兄弟姉妹		配偶者	子	直系尊属	兄弟姉妹
○	○			相続財産の1/2	1/4	1/4	—	—
○		○			1/3	—	1/6	—
○			○		1/2	—	—	—
	○				—	1/2	—	—
		○		相続財産の1/3	—	—	1/3	—
			○	遺留分の権利なし	—	—	—	なし

* 配偶者以外の同順位の相続人が2人以上の場合は、均分します。

Q13-5. 相続税額の早見表は？

(単位：万円)

相続財産 (基礎控除前)	配偶者がいる場合 (一次相続)			配偶者がいない場合 (二次相続)		
	子1人	子2人	子3人	子1人	子2人	子3人
1,000	0	0	0	0	0	0
2,000	0	0	0	0	0	0
3,000	0	0	0	0	0	0
4,000	0	0	0	40	0	0
5,000	40	10	0	160	80	20
6,000	90	60	30	310	180	120
7,000	160	113	80	480	320	220
8,000	235	175	137	680	470	330
9,000	310	240	200	920	620	480
10,000	385	315	262	1,220	770	630
11,000	480	393	325	1,520	960	780
12,000	580	480	402	1,820	1,160	930
13,000	680	568	490	2,120	1,360	1,080
14,000	780	655	577	2,460	1,560	1,240
15,000	920	748	665	2,860	1,840	1,440
16,000	1,070	860	767	3,260	2,140	1,640
17,000	1,220	975	880	3,660	2,440	1,840
18,000	1,370	1,100	992	4,060	2,740	2,040
19,000	1,520	1,225	1,105	4,460	3,040	2,240
20,000	1,670	1,350	1,217	4,860	3,340	2,460
21,000	1,820	1,475	1,330	5,260	3,640	2,760
22,000	1,970	1,600	1,442	5,660	3,940	3,060
23,000	2,120	1,725	1,555	6,060	4,240	3,360
24,000	2,270	1,850	1,675	6,480	4,540	3,660
25,000	2,460	1,985	1,800	6,930	4,920	3,960
26,000	2,660	2,160	1,940	7,380	5,320	4,260
27,000	2,860	2,335	2,090	7,830	5,720	4,560
28,000	3,060	2,510	2,240	8,280	6,120	4,860
29,000	3,260	2,685	2,390	8,730	6,520	5,160
30,000	3,460	2,860	2,540	9,180	6,920	5,460
31,000	3,660	3,035	2,690	9,630	7,320	5,760
32,000	3,860	3,210	2,840	10,080	7,720	6,060
33,000	4,060	3,385	2,990	10,530	8,120	6,360
34,000	4,260	3,560	3,140	11,000	8,520	6,660
35,000	4,460	3,735	3,290	11,500	8,920	6,980
36,000	4,660	3,910	3,455	12,000	9,320	7,380
37,000	4,860	4,085	3,630	12,500	9,720	7,780
38,000	5,060	4,260	3,805	13,000	10,120	8,180
39,000	5,260	4,435	3,980	13,500	10,520	8,580
40,000	5,460	4,610	4,155	14,000	10,920	8,980
41,000	5,660	4,785	4,330	14,500	11,320	9,380
42,000	5,860	4,960	4,505	15,000	11,720	9,780
43,000	6,060	5,135	4,680	15,500	12,120	10,180
44,000	6,260	5,310	4,855	16,000	12,520	10,580
45,000	6,480	5,493	5,030	16,500	12,960	10,980
46,000	6,705	5,705	5,213	17,000	13,410	11,380
47,000	6,930	5,918	5,400	17,500	13,860	11,780
48,000	7,155	6,130	5,588	18,000	14,310	12,180
49,000	7,380	6,343	5,775	18,500	14,760	12,580
50,000	7,605	6,555	5,963	19,000	15,210	12,980

(単位：万円)

相続財産 (基礎控除前)	配偶者がいる場合 (一次相続)			配偶者がいない場合 (二次相続)		
	子1人	子2人	子3人	子1人	子2人	子3人
51,000	7,830	6,768	6,150	19,500	15,660	13,380
52,000	8,055	6,980	6,338	20,000	16,110	13,780
53,000	8,280	7,193	6,525	20,500	16,560	14,180
54,000	8,505	7,405	6,713	21,000	17,010	14,580
55,000	8,730	7,618	6,900	21,500	17,460	14,980
56,000	8,955	7,830	7,088	22,000	17,910	15,380
57,000	9,180	8,043	7,275	22,500	18,360	15,780
58,000	9,405	8,255	7,463	23,000	18,810	16,180
59,000	9,630	8,468	7,650	23,500	19,260	16,580
60,000	9,855	8,680	7,838	24,000	19,710	16,980
61,000	10,080	8,893	8,025	24,500	20,160	17,380
62,000	10,305	9,105	8,213	25,000	20,610	17,780
63,000	10,530	9,318	8,400	25,500	21,060	18,180
64,000	10,755	9,530	8,588	26,020	21,510	18,580
65,000	11,000	9,745	8,775	26,570	22,000	18,990
66,000	11,250	9,970	8,985	27,120	22,500	19,440
67,000	11,500	10,195	9,210	27,670	23,000	19,890
68,000	11,750	10,420	9,435	28,220	23,500	20,340
69,000	12,000	10,645	9,660	28,770	24,000	20,790
70,000	12,250	10,870	9,885	29,320	24,500	21,240
71,000	12,500	11,095	10,110	29,870	25,000	21,690
72,000	12,750	11,320	10,335	30,420	25,500	22,140
73,000	13,000	11,545	10,560	30,970	26,000	22,590
74,000	13,250	11,770	10,785	31,520	26,500	23,040
75,000	13,500	11,995	11,010	32,070	27,000	23,490
76,000	13,750	12,220	11,235	32,620	27,500	23,940
77,000	14,000	12,445	11,460	33,170	28,000	24,390
78,000	14,250	12,670	11,685	33,720	28,500	24,840
79,000	14,500	12,895	11,910	34,270	29,000	25,290
80,000	14,750	13,120	12,135	34,820	29,500	25,740
81,000	15,000	13,345	12,360	35,370	30,000	26,190
82,000	15,250	13,570	12,585	35,920	30,500	26,640
83,000	15,500	13,795	12,810	36,470	31,000	27,090
84,000	15,750	14,020	13,035	37,020	31,500	27,540
85,000	16,000	14,248	13,260	37,570	32,000	27,990
86,000	16,250	14,485	13,485	38,120	32,500	28,440
87,000	16,500	14,723	13,710	38,670	33,000	28,890
88,000	16,750	14,960	13,935	39,220	33,500	29,340
89,000	17,000	15,198	14,160	39,770	34,000	29,790
90,000	17,250	15,435	14,385	40,320	34,500	30,240
91,000	17,500	15,673	14,610	40,870	35,000	30,690
92,000	17,750	15,910	14,835	41,420	35,500	31,140
93,000	18,000	16,148	15,060	41,970	36,000	31,590
94,000	18,250	16,385	15,285	42,520	36,500	32,040
95,000	18,500	16,623	15,510	43,070	37,000	32,500
96,000	18,750	16,860	15,735	43,620	37,500	33,000
97,000	19,000	17,098	15,960	44,170	38,000	33,500
98,000	19,250	17,335	16,185	44,720	38,500	34,000
99,000	19,500	17,573	16,410	45,270	39,000	34,500
100,000	19,750	17,810	16,635	45,820	39,500	35,000

(注1) 法定相続人が法定相続分どおりに相続したものと試算しています。
 (注2) 配偶者の税額軽減のみ適用しています。
 (注3) 2025 (令和7) 年2月現在の情報に基づき試算した概算値であり、今後の法令の改正等により変更となる場合があります。

14. 参考 贈与税について

Q14-1. 「暦年課税」とは？

生前贈与の一般的な課税方法として、「暦年課税」があります。

$$\text{贈与税額} = \underbrace{(\text{1年間に贈与を受けた財産の価額の合計額} - \text{基礎控除110万円})}_{\text{基礎控除後の課税価額 (A)}} \times \underbrace{\text{税率}}_{\text{(B)}} - \underbrace{\text{控除額}}_{\text{(C)}}$$

- 贈与税は、**財産を取得した受贈者（贈与を受ける人）** に対してかかる税金です。
- 1年間（1月1日～12月31日）に贈与された財産が**基礎控除額である110万円以下**であれば、**贈与税はかかりません**。
- 贈与税がかかる場合には、財産を贈与された翌年の2月1日から3月15日までの間に、受贈者が贈与税の申告・納付をする必要があります。

贈与税の税額速算表

*直系尊属とは、父母・祖父母などのことです。

基礎控除後の課税価額 (A)	一般の贈与		18歳以上の者が直系尊属から贈与を受けた場合	
	税率 (B)	控除額 (C)	税率 (B)	控除額 (C)
200万円以下	10%	—	10%	—
300万円以下	15%	10万円	15%	10万円
400万円以下	20%	25万円		
600万円以下	30%	65万円	20%	30万円
1,000万円以下	40%	125万円	30%	90万円
1,500万円以下	45%	175万円	40%	190万円
3,000万円以下	50%	250万円	45%	265万円
4,500万円以下	55%	400万円	50%	415万円
4,500万円超			55%	640万円

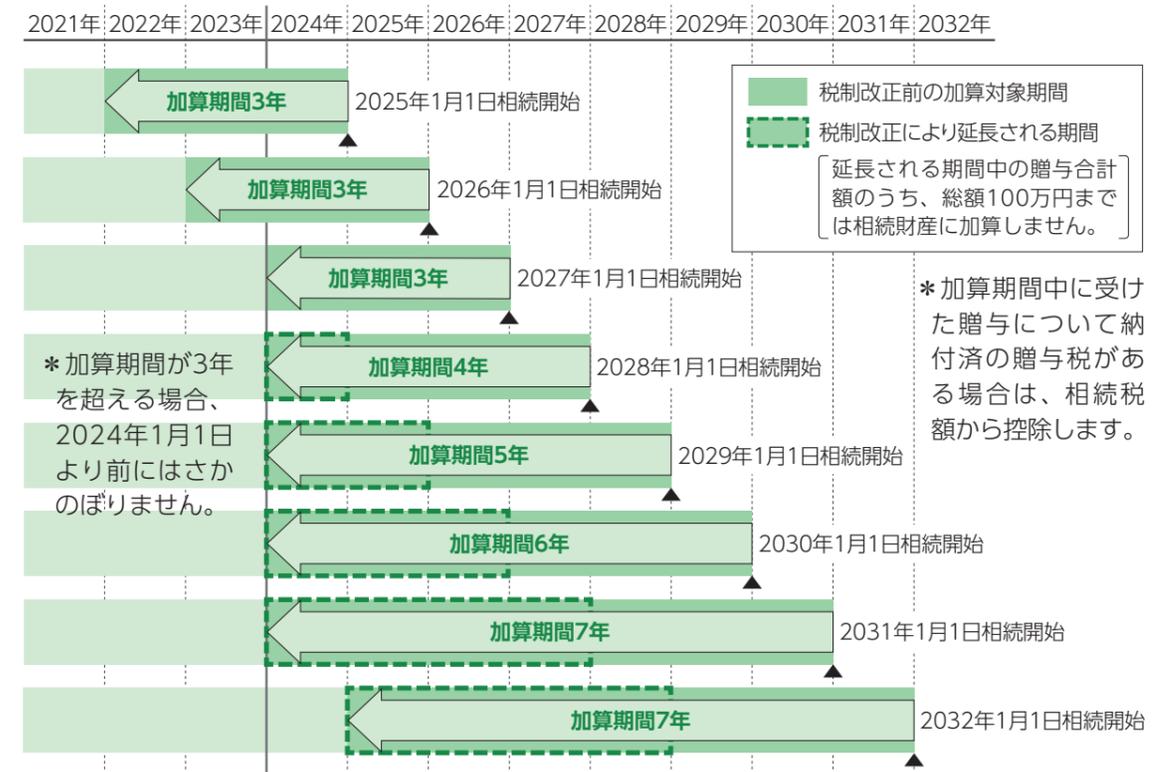
- 暦年課税の基礎控除額は、**贈与を受ける人(受贈者)1人につき、年間110万円**となります。

<イメージ>



- 贈与する人の相続時には、相続開始前の一定期間の贈与額を相続財産に加算して相続税を計算します（年間110万円以内の贈与であっても相続財産に加算します）。
- 2023年度税制改正により、加算期間は「3年間」から2024年1月1日以降「7年間」に段階的に延長されます。

<加算期間が段階的に延長されるイメージ>



- なお、暦年課税を適用した贈与を受けた人（たとえば、相続人ではない「孫」や「子の配偶者」）が、相続または遺贈により財産を取得していなければ、相続財産への加算はありません。ただし、「孫」や「子の配偶者」が取得する相続財産がある場合（たとえば、生命保険において死亡保険金受取人になっている場合など）、相続開始前の一定期間の贈与財産は、相続財産に加算されます。

* 遺贈とは、遺言によって遺言者の財産を贈与することです。

* 相続または遺贈による財産の取得には、死亡保険金や死亡退職金などみなし相続財産の取得や相続時精算課税制度を適用した贈与財産の取得も含まれます。

「定期贈与」（定期金に関する権利の贈与）

たとえば、「1,000万円を10年間にわたって毎年100万円ずつ贈与する」という約束のもとに行われる贈与です。この場合、約束した年に、「10年間にわたり毎年100万円ずつ受け取る権利」に対して贈与税がかかります。

扶養義務者(父母や祖父母)から「生活費」または「教育費」の贈与を受けた場合の取扱い

通常必要と認められるものについては贈与税の課税対象となりません。「生活費」とは、通常の日常生活を営むのに必要な費用または治療費や養育費等をいい、「教育費」とは通常必要と認められる学費、教材費、文具費等をいいます。

Q14-2. 「相続時精算課税制度」とは？

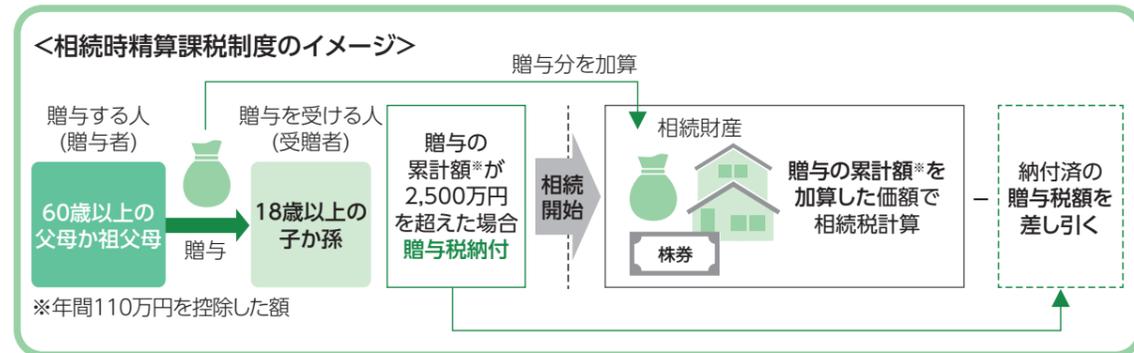
贈与税には暦年課税以外に「相続時精算課税」という制度があります。

- 贈与を受けたときに、一定の税率で贈与税を納付し、相続時に相続税で精算する方式です。
- 贈与する人は贈与する年の1月1日において60歳以上の父母または祖父母など、贈与を受ける人は同日において18歳以上の子または孫などに限られます。
- この制度を適用した場合、**基礎控除を超えた贈与が累計2,500万円以下であれば、贈与税はかかりません。** 累計2,500万円を超えると、超えた金額に一律20%の贈与税がかかります。

$$\text{贈与税額} = (\text{1年間に贈与を受けた財産の価額の合計額} - \text{基礎控除110万円} - \text{特別控除額}) \times 20\%$$

累計2,500万円です。ただし、前年までにこの制度を適用した贈与を行って特別控除額を使用した場合には、すでに使用した額を控除した金額となります。

- 贈与する人の相続時には、毎年の基礎控除110万円を超えた贈与の累計額を相続財産に加算して相続税額を計算します。**基礎控除までの贈与については相続財産への加算はありません。** また、納付済の贈与税がある場合は相続税額から控除し、控除しきれない額があれば還付を受けられます。



- 受贈者は贈与者ごとに相続時精算課税制度を選択できます。
- **いったんこの制度を選択すると、** 選択した年以降の同じ贈与者からの贈与にこの制度が適用され、**暦年課税に変更することはできません。** また同じ贈与者からの贈与にこの制度と暦年課税の両方を適用することはできません。
- この制度を選択する場合、贈与を受ける人 (受贈者) が以下の手続きを行う必要があります。

選択 手続き	受贈者は、その選択に係る最初の贈与を受けた年の翌年の2月1日から3月15日までの間 (贈与税申告期間) に選択手続きを行わなければなりません。 * 選択手続きは最初の贈与の年の分のみ、贈与額にかかわらず必要です。
申告 手続き	贈与を受けるつど、翌年の贈与税申告期間に申告が必要です。 ただし贈与額が年間110万円以下の場合には申告不要です。

Q14-3. 生前贈与により、相続税額を軽減する効果の具体例は？

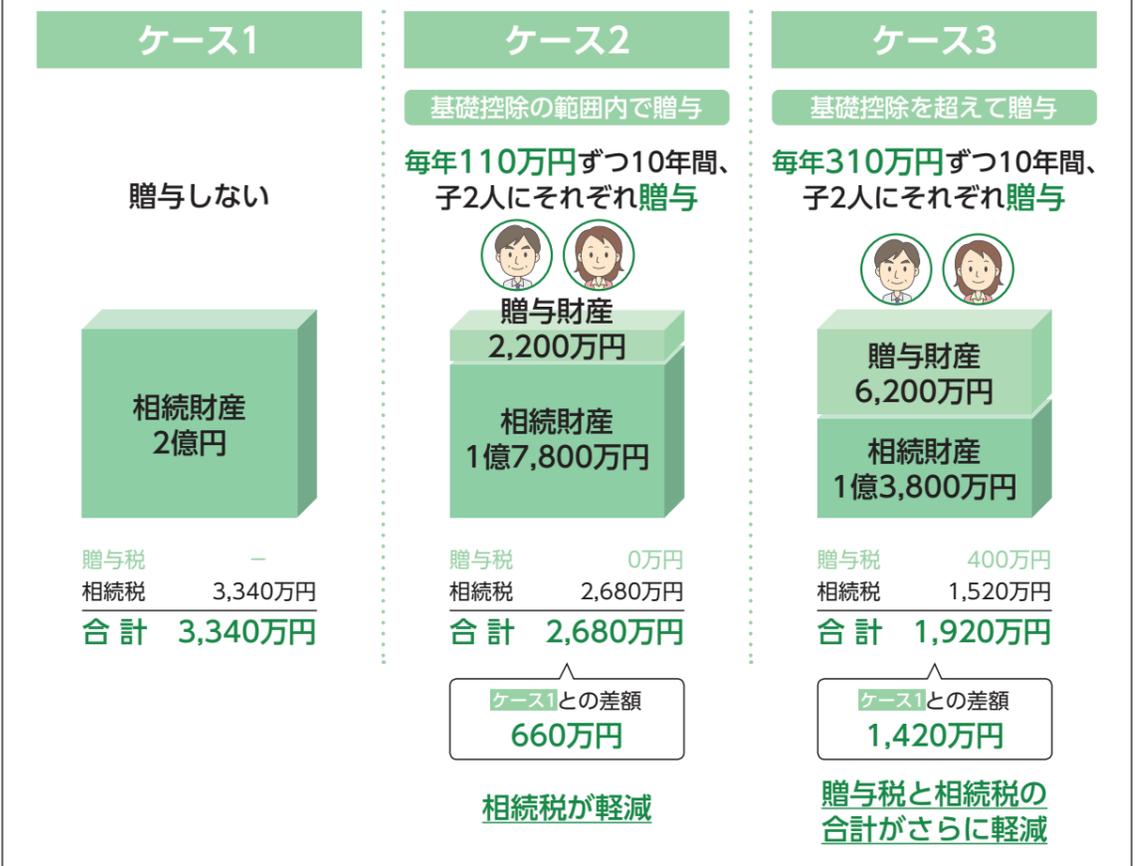
毎年、少しずつ財産を贈与していくことで、税負担を軽減できる場合があります。

【計算例】

〈前提〉

- 相続財産が2億円 (相続税評価額・基礎控除前)
- 生前贈与を10年間実行
- 法定相続人が子2人
- 暦年課税による贈与の場合

〈解説〉



● 暦年課税の場合、相続開始前の一定期間*の贈与財産は、相続財産に加算されて相続税が計算されますが、上記の試算は考慮していません。

* 2024年1月1日以降の贈与財産については、「3年間」から「7年間」に段階的に延長されます (A)。ただし延長された4年間の贈与財産のうち総額100万円までは相続財産に加算されません (B)。

● 生前贈与を10年間実行した後に相続が発生したものと仮定しており、相続の発生時期によっては上記の試算と異なる場合があります。

* 上記試算においてAおよびBを考慮した場合の税額は以下のとおりとなります。

ケース2・・・贈与税0万円、相続税3,082万円、合計3,082万円

ケース3・・・贈与税400万円、相続税2,442万円、合計2,842万円

10年後に大きな差となります

Q14-4. 毎年「生命保険料の贈与」を行う場合の注意点は？

- ①～⑥を年間110万円を超える・超えないに関わらず実施してください。
- ①贈与の都度、「贈与契約書」を作成し、保管する
 - ②贈与者の口座から受贈者の口座への振込み手続きを行う
 - ③保険料を受贈者の口座から引き落としする
 - ④生命保険料控除は受贈者が適用する
 - ⑤（贈与税を納める場合）贈与税の申告を行い、申告書の控えを保管する
 - ⑥自己の通帳・印鑑や保険証券は受贈者が管理する

Q14-5. 贈与税額の早見表は？

(単位：万円)

㉑贈与金額 (基礎控除前)	一般の贈与		18歳以上の者が直系尊属から贈与を受けた場合	
	㉒贈与税額	負担税率 (㉒÷㉑)	㉒贈与税額	負担税率 (㉒÷㉑)
100	0.0	0.0%	0.0	0.0%
150	4.0	2.7%	4.0	2.7%
200	9.0	4.5%	9.0	4.5%
250	14.0	5.6%	14.0	5.6%
300	19.0	6.3%	19.0	6.3%
350	26.0	7.4%	26.0	7.4%
400	33.5	8.4%	33.5	8.4%
450	43.0	9.6%	41.0	9.1%
500	53.0	10.6%	48.5	9.7%
550	67.0	12.2%	58.0	10.6%
600	82.0	13.7%	68.0	11.3%
650	97.0	14.9%	78.0	12.0%
700	112.0	16.0%	88.0	12.6%
750	131.0	17.5%	102.0	13.6%
800	151.0	18.9%	117.0	14.6%
850	171.0	20.1%	132.0	15.5%
900	191.0	21.2%	147.0	16.3%
950	211.0	22.2%	162.0	17.1%
1,000	231.0	23.1%	177.0	17.7%
1,050	251.0	23.9%	192.0	18.3%
1,100	271.0	24.6%	207.0	18.8%
1,150	293.0	25.5%	226.0	19.7%
1,200	315.5	26.3%	246.0	20.5%
1,250	338.0	27.0%	266.0	21.3%
1,300	360.5	27.7%	286.0	22.0%
1,350	383.0	28.4%	306.0	22.7%
1,400	405.5	29.0%	326.0	23.3%
1,450	428.0	29.5%	346.0	23.9%
1,500	450.5	30.0%	366.0	24.4%
1,600	495.5	31.0%	406.0	25.4%
1,700	545.0	32.1%	450.5	26.5%
1,800	595.0	33.1%	495.5	27.5%
1,900	645.0	34.0%	540.5	28.5%
2,000	695.0	34.8%	585.5	29.3%
2,100	745.0	35.5%	630.5	30.0%
2,200	795.0	36.1%	675.5	30.7%
2,300	845.0	36.7%	720.5	31.3%
2,400	895.0	37.3%	765.5	31.9%
2,500	945.0	37.8%	810.5	32.4%
2,600	995.0	38.3%	855.5	32.9%
2,700	1,045.0	38.7%	900.5	33.4%
2,800	1,095.0	39.1%	945.5	33.8%
2,900	1,145.0	39.5%	990.5	34.2%
3,000	1,195.0	39.8%	1,035.5	34.5%
3,200	1,299.5	40.6%	1,130.0	35.3%
3,400	1,409.5	41.5%	1,230.0	36.2%
3,600	1,519.5	42.2%	1,330.0	36.9%
3,800	1,629.5	42.9%	1,430.0	37.6%
4,000	1,739.5	43.5%	1,530.0	38.3%
4,200	1,849.5	44.0%	1,630.0	38.8%
4,400	1,959.5	44.5%	1,730.0	39.3%
4,600	2,069.5	45.0%	1,830.0	39.8%
4,800	2,179.5	45.4%	1,939.5	40.4%
5,000	2,289.5	45.8%	2,049.5	41.0%

(注1) 負担税率は小数第2位を四捨五入して表示しています。

(注2) 2025（令和7）年2月現在の情報に基づき試算した概算値であり、今後の法令の改正等により変更となる場合があります。

